

官報
号外 昭和四十二年七月

昭和四十二年七月二十日

○ 第五十五回 參議院會議錄第二十七號

昭和四十二年七月二十日(木曜日)

午後十時三十五分開港

卷之三

昭和四十二年七月一三

牛前十時開講

閣提出、衆議院送付)

第一 船舶の油による海水の汚濁の防止に関する

第三　自冶省設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出
衆議院送付)

完送時)

第五 沖繩の即時日本復帰に関する請願

第三章 花旗殖民地的開發與社會經濟

に関する請願(二件)

第七 暨和四十二年度における地方自治体財源

第八回
竹村才原の讐七二、竹村才原の讐二四

請願

に関する請願(十四件)

昭和四十二年七月二十日 参議院会議録第二十七号 議長の報告

昭和四十二年七月二十日

第二十七号

第一〇 共済組合制度の整備改善に関する請願

第一一 零細所得者層に対する個人事業税の軽減措置等に関する請願

第一二 地方公務員の給与改定に必要な財源措置に関する請願

第一三 実用衛星センターに付随する公共事業予算の特別措置に関する請願

第一四 名神高速道路用交通警察費の全額国庫負担に関する請願

第一五 千葉県内の有線放送電話に対する国庫補助等に関する請願

第一六 戦傷病者に対する地方税の減免等に関する請願

第一七 市町村が行なう有線放送電話に対する助成拡充等に関する請願(十五件)

第一八 市町村自主財源の充実に関する請願(三件)

第一九 公共用地の先行取得のための起債わく擴大等に関する請願(三件)

第二〇 地方公務員等の退職年金、恩給の支給制度早期実現等に関する請願(十七件)

第二一 岩手県内における集中豪雨対策に関する請願

第三二 選挙制度の公営に関する請願

第三三 地方議会議員選挙に公営ボスター掲示

第一四 都道府県議会議員選挙の公営に関する請願

第一五 物価抑制に関する請願(二件)

第一六 石炭政策に関する請願(七十三件)

○本日の会議に付した案件

一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、日程第一より第四まで

一、会社更生法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、日本学術振興会法案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

昨十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

柴田 栄君 柏原 ヤス君

同 文教委員 白木義一郎君

外務委員 渡谷 邦彦君

農林水産委員 山下 春江君

同 商工委員 和田 鶴一君

同 黒柳 明君

建設委員	同	高山 恒雄君
内閣委員	向井 長年君	田村 賢作君
外務委員	同	渋谷 邦彦君
文教委員	同	黒柳 明君
社会労働委員	柏原 ヤス君	横井 太郎君
農林水産委員	和田 鶴一君	柴田 栄君
商工委員	同	廣瀬 久忠君
建設委員	同	山下 春江君
災害対策特別委員	同	白木義一郎君
同	同	高山 恒雄君
同	同	後藤 義隆君
災害対策特別委員	同	和田 稔一君
同	江藤 智君	内田 芳郎君
同日決算委員会において當選した理事は左の通り指名した。		
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指示した。		
看護婦國家試験の受験資格の特例に関する法律案(藤原道子君外五名発議)		
理事会 黒柳 明君 (黒柳明君の補欠)		
同日議員から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。		
同日衆議院から予備審査のため左の議案が交付さ		

れた。よって議長は即日これを産業公害及び交通対策特別委員会に付託した。

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法案(大久保武雄君外十九名提出)

同日衆議院から左の議案が提出された。よって議長は即日これを産業公害及び交通対策特別委員会に付託した。

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法案

同日衆議院から左の内閣提出案を承認して議長は即日これを衆議院に付託した。よつて議長は即日これを産業公害及び交通対策特別委員会に付託した。

同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案

同日委員長から左の報告書が提出された。

道路交通法の一部を改正する法律案可決報告書

船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案可決報告書

自治省設置法の一部を改正する法律案修正議決報告書

石炭鉱業年金基金法案可決報告書

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案修正議決報告書

石炭鉱業年金基金法案可決報告書(第一号)

灾害対策特別委員会請願審査報告書(第一号)

物価等対策特別委員会請願審査報告書(第一号)

公職選挙法改正に関する特別委員会請願審査報

告書(第一号)

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

旅券法の特例に関する法律案

特定織維工業構造改善臨時措置法案

漁業協同組合併助成法案

漁業災害補償法の一部を改正する法律案

証券投資信託法の一部を改正する法律案

同日本院の送付した左の内閣提出案

は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

オリエンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約の締結について承認を求めるの件

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

旅券法の特例に関する法律

防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案。

防衛厅設置法及自衛隊法の一部を改正する法律案。

防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案。

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。

この際、日程に追加して、

オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案。

オリエンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案。

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約の締結について承認を求めるの件

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

旅券法の特例に関する法律

特定織維工業構造改善臨時措置法

漁業協同組合併助成法

漁業災害補償法の一部を改正する法律

証券投資信託法の一部を改正する法律

同日本院議長から、左の法律の公布を奏上した

旨の通知書を受領した。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律

オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律

オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律

防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案可決報告書

防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案可決報告書

防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案可決報告書

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律

よつて国会法第八十三条により送付する。

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 石井光次郎

市」に、「第七航空團司令部 埼玉県入間郡武藏町」を「第七航空團司令部 茨城県東茨城郡職員五十三人、合計四千三百三十一人を増加する」と定めた。小川町」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。防衛廳職員給与法の一部を改正する法律案によつて国会法第八十三条により送付する。

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

防衛廳職員給与法の一部を改正する法律案
防衛廳職員給与法の一部を改正する法律案
防衛廳職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のよう改正する。

第二十四条の二第二項中「千円」を「千五百円」に改める。

附則

この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。

〔豊田雅孝君登壇、拍手〕

○豊田雅孝君 ただいま議題となりました二法律案について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、防衛廳設置法及び自衛隊法の一部を改正

する法律案の内容は、第一に、防衛廳本院職員の定員を、自衛官四千二百七十八人、自衛官以外の職員五十三人、合計四千三百三十一人を増加することと、第二に、予備自衛官を六千人増員するとともに、第七航空團司令部を入間基地から百里基地に移転すること等であります。

次に、防衛廳職員給与法の一部を改正する法律案の内容は、物価等の変動を勘案して、予備自衛官手当の月額を現行の千円から千五百円に改めようとするものであります。

防衛二法の改正法案は、去る十二日、本委員会に付託され、翌十三日、その提案理由の説明を聴取し、十四日より防衛廳職員給与法の改正法案とともに一括して質疑に入り、十七日以降今二十日至るまで、連日審査を行ないました。その間、中共の核爆発、シビル・コントロールの意義、国防会議の強化、第三次防衛力整備計画の内容、自衛官の欠員と今回の増員との関係、装備の国産化と防衛産業、予備自衛官制度、自衛隊員の待遇、隊員に対する調査、防衛廳の經理等の問題につきまして質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、二法律案について、それぞれ採決の結果、いずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 防衛廳設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。北村暢君。

〔北村暢君登壇、拍手〕

○北村暢君 私は、日本社会党を代表いたしま

て、ただいま議題となりました防衛関係三法案に對し、反対の討論をいたします。(拍手)

反対理由の第一は、わが党が常に主張しているとおり、自衛隊そのものが憲法違反の存在であるからであります。これを増強することを内容とする本法律案には根本的に反対であります。

憲法第九条の解釈についての学説はいろいろあ

りますが、侵略のための戦力の保持を禁じていることについては全く異論はありません。問題は、

自衛権を認めながら自衛のための戦力が持てるかどうかについて学説が分かれています。それぞ

れの内容について述べることはとうていできません。

ただ、ここでは要約して、一説は、すべての

戦争が放棄され、すべての戦力の保持が禁じられ

ます。他の一説は、自衛のための戦力も持つことができます。

これは当然に自衛隊は違憲であるとしておりま

す。他に、自衛のための戦力を保持するこ

とまで禁じられていないので、自衛隊は合憲であ

るとするものであります。しかば、学界においていすれが多数かといえば、自衛隊の合憲説は

一部少數で、違憲説が多數を占めているのであり

ます。たとえば、北海道大学の深瀬忠一教授が、

昭和三十九年に日本公法学会の会員を対象に行な

いましたアンケート調査によれば、自衛隊を違憲

またはその疑いがあると回答したものが回答者の

八八%に当たったことが発表されているのであり

ます。(拍手)

このように自衛隊違憲説は法律専門家の間では通説になつてゐるのであります。しかし、この件

に関する裁判の判例はまだにありません。そ

れだけに、去る三月二十九日の恵庭事件の公判

で、裁判所は自衛隊を違憲だと考へ、その憲法判斷に踏み切るのでないかという点について、重

大な関心が持たれたのであります。恵庭訴訟の過程において、裁判長は、進んで憲法判断をする態

度を示していたにもかかわらず、違憲立法審査権をみずから放棄したことはまさに遺憾であります。

憲法第九条の解釈についての学説はいろいろあ

りますが、侵略のための戦力の保持を禁じていることについては全く異論はありません。問題は、

自衛権を認めながら自衛のための戦力が持てるかどうかについて学説が分かれています。それぞ

れの内容について述べることはとうていできません。

ただ、ここでは要約して、一説は、すべての

戦争が放棄され、すべての戦力の保持が禁じられ

ます。他の一説は、自衛のための戦力も持つことができます。

これは当然に自衛隊は違憲であるとしておりま

す。他に、自衛のための戦力を保持するこ

とまで禁じられていないので、自衛隊は合憲であ

るとするものであります。しかば、学界においていすれが多数かといえば、自衛隊の合憲説は

一部少數で、違憲説が多數を占めているのであり

ます。たとえば、北海道大学の深瀬忠一教授が、

昭和三十九年に日本公法学会の会員を対象に行な

いましたアンケート調査によれば、自衛隊を違憲

またはその疑いがあると回答したものが回答者の

八八%に当たったことが発表されているのであり

ます。(拍手)

反対理由の第二は、現在、自衛隊は総計二万四

千三百九十名のばく大な欠員をかかえ、あらゆる手段で募集しても、定員を充足することができない

のであります。にもかかわらず、新たに四千三百三十人を増員することは、全く無意味である

からであります。自衛隊の募集ボスターなどで「待遇がよい」、「技術が覚えられる」、「夜学に通

れる」、「公務員で身分が安定」、「就職が有利であ

る」、「宇宙時代あこがれの大空、航空自衛隊」な

ど、全く青年の夢をかき立てるようなキャッチフレーズで、鳴りもの入りの宣伝が行なわれているにもかかわらず、志願者不足に手を焼いているのが現状であります。よい面だけの宣伝でこんな状態であるから、組合をつくれば三年以下の懲役、定年は一般公務員よりも低く、防衛出動や治安出動命令に違反すると、それぞれ七年、五年の懲役、禁錮になるというようなことがわかれれば、募集成績はさらに低下するであろうことは想像にかたくないところであります。

政府は、自衛隊に対する民意意識についての認識がきわめて不十分であるのであります。たとえば、一九六五年に行なわれた小林直樹教授ら二十数名の専門研究者による全国的な憲法世論の調査結果では、その数字は略しますが、自衛隊必要論者のうち、自衛隊の果たしているおもな役割について、侵略を防ぐ働きをしていると答えたものが一〇%、国内治安対策が二五%、災害出動など民生協力が四五%と、最大多数の回答を寄せていることは、国民が自衛隊の国防の役割より平和的国民奉仕の役割りを高く評価していることを意味し、注目に値するものと思います。一九六三年の政府の行なった世論調査でも、自衛隊を増強するかいなかという問題について、いまのままでよいが五七%、縮小廃止が一三%、もつと増強せよとするものは一五%で、全体のごく一部にとどまっていることは、政府みずからがよく知っているはずであります。このような世論の動向を無視した自衛隊募集が不成績に終わっていることは、むしろ当然の結果であると言わなければなりません。政府は新たな定員を増加することを考える以前に、何ゆえ募集しても志願者が集まらないかと

いう根本問題に立ち返つてこの問題に対処すべきであります。

第三の反対の理由は、防衛力の増強は直ちに防衛予算の膨張となり、国民生活を圧迫するからであります。二次防の防衛費総額が一兆三千億円であつたのに対し、三次防は一兆三千四百億円、調査額二百五十億円と、約二倍にはね上がり、現在の防衛費は国民所得の一・三%であるが、三次防の終わるところには、これを二%の水準にする計画であります。政府は常に、各国の国防費の国民負担率と比較し、日本は相当低位にあることを理由に、二兆程度ならば国民も負担に耐えられるのではないかとしているのであります。しかし、昭和四十五、六年ころの国民所得の二%は、七、八千億円の防衛予算になると思われるのではあります。

今日風水害の大被害に苦しむ多くの被害者の救済、社会保障制度のおくれのためにその日の生活にも苦しむ低所得者の問題等、きわめて不十分なまま放置せられているとき、年間七、八千億円の予算は決して少ないものではありません。

また、兵器は科学技術の進歩発達とともに目まぐるしい変化をしており、常に更新していくなければならないれば役に立たない性格のものであります。この兵器発達の特殊条件に呼応して、軍需兵器産業が飛躍的に発展してきたのであります。防衛力増強は、国防のためのみならず、兵器関係独占資本の熾烈な要求でもあります。

このように、防衛予算が一たん膨張し始めると、そのとどまるところを知らないことは歴史の証明するところであります。三次防の末期に次期戦闘機FXの機種決定が予定されており、防空体制強化のため、ナイキハイキュリーズ部隊の倍増が四

次防に引き継がれようとしていることからも明らかであります。国民生活を圧迫し、戦争の危機に追い込む防衛予算の膨張に対しては、絶対に反対するものであります。

反対理由の第四は、防衛二法案は第三次防衛力整備計画と不可分であり、ひいてはアメリカへの従属化を深め、アジアの緊張を激化することにならであります。

三次防は、通常兵器による局地戦以下の侵略事態に対し、最も有効に対応し得る効率的なものを目標とすることとし、もっぱら三次防の延長整備である点と、兵器の国产化を推進しようとしている点が強調されているのであります。しかし、この計画は、防衛力の内容充実に重点が置かれ、周辺海域防衛能力、重要地域防空能力、各種機動力

については、二次防とは比較にならない装備の増強が行なわれているのであります。

その経費総額は、前にも述べたごく、二次防の約二倍にも当たる一兆三千四百億円であり、赤ん坊から老人まで、国民一人当たり二万三千円あまりを負担する膨大なものであります。特にナイキハイキュリーズなど、核装備可能の新兵器の整備、ヘリコプターによる空輸機動部隊の編成、対潜哨戒飛行艇の新設などにあらわれている戦力の質的向上は、「通常兵器による局地戦」の限定期をはみ出したものと思われるであります。

さらに、このように飛躍的に向上する自衛隊の戦力は、日米安保体制のもと、いよいよアメリカの極東戦略体制に密接に結びつき、アメリカの核爆弾をもつて日米安保条約を廃棄し、米軍を日本から撤退させ、沖縄、小笠原の施政権を返還されることこそ、日本とアジアの平和と安全を確保する最良の方策であることを訴え、私の反対討論を

商船を守るよりも、中ソの対潜水艦強化によるボラリストを根幹とする米第七艦隊の防衛のためであり、防空体制の強化も、その配置の状況より、日本の都市を守るよりも、米軍基地の防衛という配慮が優先しておるのであります。また、陸上自衛隊の機動力増強の意図は、国内防衛に必要とは考えられず、朝鮮三十八度線の緊迫、現実のベトナム・ゲリラ戦に備えるものと推測せられるのであります。

このような自衛隊のあり方は、三次防にうたっている「自主防衛体制」とは名ばかりで、アメリカのベトナム侵略戦争を中心とする極東戦略に積極的に協力し、アジアの危機を一そく増大する結果になることは疑う余地のないところであります。

社会党は平和中立外交政策の展開と相まって、可及的すみやかに自衛隊を解消して、平和産業に吸収し、また、自衛隊の建設機械など技術部門を平和国土建設隊に再編しよらといき態度を明らかにしているところであります。

アジアの戦争の危機の原因は、中国の封じ込め、北ベトナム、北朝鮮などの社会主義諸国を挑発しようとするアメリカの侵略的極東戦略にあるのです。そのアメリカ軍が、日米安保条約に基づいて日本国内の基地に駐留し、沖縄、小笠原を占領し、ここから北ベトナムの侵略戦争を遂行しているのであります。戦争の危機は外からではなく、むしろ内にあると言わなければなりません。したがって、一九七〇年の改定期にあたり、英断をもつて日米安保条約を廃棄し、米軍を日本から撤退させ、沖縄、小笠原の施政権を返還されることこそ、日本とアジアの平和と安全を確保する最良の方策であることを訴え、私の反対討論を

中共においては、文化大革命のあらしが吹き荒れています。それのみでなく、最近は水爆実験に成功し、核兵器の開発を着々と進めておるようであります。わが国にとりましては、まことに重大的な関心事であります。

このように見てまいりますとき、わが国が直接侵略、間接侵略のあるやうな可能性を阻止するた

らず、核拡散防止問題についても、いまだ具体的な成果を得られなかつたように、国家間の利害対立は依然として深刻であります。また、最近の中東紛争の勃発に例をとるまでもなく、局地戦争は第二次大戦後も世界各地で起きております。一方、極東の情勢を見ましても、ベトナム紛争はい

報 (号外)

終わる次第であります。(拍手)

○石原幹市郎君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案に対し、賛

○石原幹市郎君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案に対し、賛成の意を表明いたしたいと思います。（拍手）

め、防衛力を整備し、国家の安全確保に努力することとは当然の措置と存するのであります。（拍手）政府が、昭和三十二年五月の閣議決定による、国防の基本方針を堅持し、日米安全体制を基調として、国力、国情に応じ、防衛力を漸進的に整備してまいったことは、御承知のことおりであります。わが国が戦後二十余年、よくその平和を確保し、世界の驚異とされている経済発展をなし遂

員を割愛して観測隊及び越冬隊を二回も南極に運び、まさに國家的事業の大任を果たしているのでありますし、もし國民がこのような事實を知るならば、事の意外に驚くとともに、防衛庁当局の苦心に対し深い感銘を覚えずにはいられないでありますよう。(拍手)

また、法案が通らなかったため、多數の隊員の昇進が阻害され、あるいは、昇任を前にして、涙をのばる事は珍しくない。事例もあるらしく、

の建設を本然的に希求しているのであります。しかし、人類は、有史以来、しばしば大戦争を惹起し、悲惨な破壊と殺戮を繰り返し、ついに第二次世界大戦において人類は悪魔的大量殺戮の手段として核兵器の開発に成功し、なかなかわが国が世界最初の原爆被爆国の経験をいられたのであります。もはや、核兵器の使用は、人類を破滅に追いやり以外の何ものでもないのであります。

御承知のことく、米ソを軸とする東西両陣営の緊張は幾らん緩和の方向をたどっているよう見受けられるのでありまするが、中ソの対立、フランスのNATO離脱という事態、さらには南北問題という新しい問題が提起されるなど、緊張緩和のうちに多極化の事象が芽はえているのが今日の

げ、国民生活も安定向上いたしましたことは、政府与党の政策の正しかったことを如実に示すものでありまして、このことは何人も否定することのできないところと存ずるのであります。(拍手)

たたいま議題となつておりまする法律案は、自衛官及び予備自衛官の増員をその主たる内容とするものでありまするが、要するに、国防の基本方

このよろな状態は、自衛隊員が祖国防衛の重責を双肩にない、日夜訓練にいそしんでいることに思いをいたすとき、黙視するに忍びないのであります。自衛隊の隊員の士気高揚という点からも、本法案は一日も早く成立せしめなければならぬと存ずるのであります。

かかるに、米ソ二大強国をはじめ、英、仏、中共の各国もまた核兵器を保有するに至った現在、いまや、人類は、絶対に戦争を起こしてはならないのであります。（拍手）

針に基づく防衛力の整備であります。自衛隊は、発足後十余年、ますます国民の関心と信頼を高めていることは、喜ばしい限りであります。最近における隊員の応募率の上昇、自衛隊への体験入隊の増加、自衛隊出身者の民間会社への就職状況等の事実は、これを明らかに示すものであります。また、災害時における自衛隊の活動が国民感謝の的となっていることは、言うまでもないところであります。

聞かれてゐる所であります。このよき状態は、自衛隊員が祖国防衛の重責を双肩にない、日夜訓練にいそしんでゐることに思いをいたすとき、黙視するに忍びないのであります。自衛隊の隊員の士気高揚という点からも、本法案は一日も早く成立せしめなければならぬと存ずるのであります。

最後に、私は、今回の第三次防衛力整備計画においても、うたわれて いるところでありますするが、防衛力を国民的基盤に立脚したものとするために、広報活動、民生協力施策等を強化することは、きわめて肝要と存ずるのであります。この点に関する政府の施策を強力に推進せられるよう強く要望をいたしまして、私の討論を終わります。（拍手）

かかるに、米ソ二大強国をはじめ、英、仏、中共の各国もまた核兵器を保有するに至った現在、いよいよ、人類は、絶対に戦争を起こしてはならないのであります。（拍手）

国際情勢は、ベトナム戦争のエスカレーション化をはじめ、中東紛争の未解決状態など、世界大戦への危機をはらみ、核戦争への恐怖は瞬時も去らないのであります。有史以来ここに三千年、人類の英知は、偉大な文明を建設してまいりましたのであります。この人類の英知は、人類の幸福と繁栄のために、さらに偉大なる文明を築き上げていかなければならぬのであります。そのためにも、あらゆる文化遺産を一瞬にして灰じんに帰する戦争は絶対に避けねばならないことは当然であります。（拍手）

御存じのとおり、本法案は、四十年、四十一年

卷之三

1

争を放棄する平和憲法を制定したことは、さわめて大きな意義があると言つてよい。

と相次いで廃案となり、今回の増員は実に年分のものであります。法案不成立のため、部隊や艦船の運営、整備や人事管理等に多大の支障を来たしていることは、察するにかたくないところであります。南極観測にかくかくたる成果をあげておられます「観測船」ふじのことをも、乗り組み員について定員の裏づけがないため、他の部隊から人

○議長(重宗雄三君)　鬼木勝利君。
〔鬼木勝利君登壇、拍手〕

(拍手)日本國憲法前文には、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇髙な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、專制と隸從、圧迫と偏狭を地上から永遠

に除去しようと努めてゐる国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と缺乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」

と、われわれ日本国民が世界平和のために貢献する責任を宣言して、いたことは御承知のとおりであります。(拍手)そして第九条には、明確に戦争放棄を定義していることは、国民周知のことであつて、日本国民がさらに勇気を持つて紛争解決と平和建設のために貢献すべきことをあえて私は強調するものであります。しかるに、政府自民党の外交姿勢は、あくまで対米追随外交に終始し、共産圏をおそれるあまり、日米安保体制を堅持し、さらに、これを長期固定化しようとの意図さえ見られるのであります。しかし、平和のための自衛と称して、昭和二十五年警察予備隊の設置以来ここに十五年を経過し、徐々に兵力を増強し、警察予備隊、保安隊、自衛隊と名称の変更を行ない、そして現在国防省昇格の声さえ聞かれている状況である。ベトナム戦争のエスカレーーションと中共の核開発による国際緊張に便乗して軍事力の強化をばかりながら、わが国を戦争へ巻き込もうとしている。そういう意図さえ受けられる現状であります。このような状態の中において、わが公明党は、絶対平和主義、世界民族主義の立場に立ち、核兵器の使用禁止と強力な平和主義外交の確立を叫び続けてまいつたのであります。もはや人類は、「民族を越え、国境を越えて相互の信頼と調和を保ち、ともに繁栄する運命共同体であることを自覚すべき時代に入ったと確信

するものであります。軍事力の増強が戦争を防止するという考え方、またに危険なものであつて、かえつて戦争へ誘導する結果になると私は言ふことがあります。(拍手)

政府は、第三次防衛計画を実施し、さらに軍事力の強化をはかるとしておる。政府は昭和四十六年にわたる五ヵ年間に二兆三千数百億円という膨大な國費を計上しながら、国民に対して何ら納得のいくような説明すらなされていないのが現状であります。しかも、防衛問題については、ナショナル・コンセンサスを盛り上げ、国防に対する國民の正しい認識と理解を先としなければならないのにもかかわらず、政府は、疑惑を絶えず投げかけるような説明に終始しておる状態であります。これでは、いつまでたっても國民の間に正しい國防意識が生まれないのは、当然であります。しかも、軍事力のみが国防ではない、あくまでも経済力をはじめ、國の総合力をもつて防衛力としなければならないことは説明を得たいところである。しかし、政府が軍事力のみに固執しているといふことは、まさに一方的であり、しかも核戦略の時代において、現在の日本の軍事力ではとうてい防衛は不可能であり、軍事力強化にのみ依存する防衛強化は、およそ私はナンセンスであると断言したい。(拍手)とのときにはあたり、政府は防衛二法案を執拗に、またまた今国会に提出し、その成立を強行しようとしておりますが、あくまで、この二法案に対しても反対を貫くものであります。

自衛官は現在相当数に及ぶ欠員を出しております。そして婦人の自衛官、あるいは少年自衛隊までも補充しようとの意図もあると私は聞いており

ます。かようにしてまでも定員を増強しようすることは、はなはだもつて不可解千万であります。そこで、いかに徴兵制にまで持つていくのではないかとの疑問は、政府の防衛に対する國民へのごまかしであると私は断ぜざるを得ないのであります。

さらに重要なのはシビル・コントロールである。政府は、口を開けばシビル・コントロールに納得のいくような説明すらなされていません。シビル・コントロールについては、ナショナル・コンセンサスを盛り上げ、国防に対する國民の前に露呈されないとおりであります。

以上のとく、國民の前に十分な説明ができることが、国会審議を通じて幾多その内容が国

民の前に露呈されるとおりであります。

以上のことく、國民の前に十分な説明ができることは、国会審議を通じて幾多その内容が国

民の前に露呈されるとおりであります。

○議長(重宗雄三君) 投票の結果を報告いたします。

○議長(重宗雄三君) これより開票いたします。

投票を参考に計算させます。議場の開鎖を命じます。

○議長(重宗雄三君) これより開票いたします。

投票箱開鎖

【投票執行】

【参事氏名を点呼】

【議場開鎖】

【投票箱開鎖】

【投票執行】

【参事氏名を点呼】

○議長(黒宗雄三君) 次に、防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

龜田 得治君	大倉 精一君
近藤 信一君	椿 繁夫君
横川 正市君	木村禧八郎君
佐多 忠隆君	岡田 宗司君
藤原 道子君	加藤シヅエ君
松澤 兼人君	羽生 三七君

稻葉	誠一君
渡辺	勘吉君
鶴園	哲夫君
中村	順造君
山本伊三郎君	
北村	暢君
阿部竹松君	
占部秀男君	
鈴木壽君	
秋山長造君	
藤田進君	
小林	武君
林	虎雄君
野上	元君
松永	忠二君
鈴木強君	
藤田藤太郎君	
森元治郎君	
岡三郎君	
成瀬幡治君	
吉田忠三郎君	

(軽車両を除く。以下この項において同じ。)の運行を直接管理する地位にある者は、当該業務に關し、車両の運転者に第五十七条第一項の規定に違反して積載をして車両を運転することを命じ、又は車両の運転者が同項の規定に違反して積載をして車両を運転することを容認してはならない。

第七十五条の付記中「第一百二十三条」の下に「」を「又は二」に改め、同条第二項中「左側の」を「高速通行路の左側端から数えて一番目の」に改め、同条第三項を加え、同条の付記中「第五項」の下に「及ぶ中「右側の」を「その通行している車両通行帯直近の右側の」に改める。

第六項」を加える。

第八十五条第五項中「一年」を「三年」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同項の前に次の項を加え、同条の付記中「第五項」の下に「及ぶ中「右側の」を「その通行している車両通行帯直近の右側の」に改める。

第六項」を加える。

大型免許を受けた者で二十歳に満たないものは、第二項の規定にかかわらず、大型自動車(免許を含む。)の下に「にあつては二十歳車(政令で定めるものを除く。)を運転することはできない。

第八十八条第一項第一号中「(大型自動車に係る政令で定める者にあつては、十九歳)に」を加え、同条第六号中「又は同条」を「若しくは同条」改め、「一年」の下に「(第一百三條の二第一項の

規定により免許の効力を停止された者が当該事案について免許を取り消された場合にあつては、一年から当該免許の効力が停止されていた期間を除いた期間」を加え、「又は免許」を「又はこれらの規定若しくは第百三条の二第一項の規定により免許」に改め、同項第七号中「又は」を「若しくは」に改め、「第四項の規定により」の下に「、又は第百七条の五第九項において準用する第百三条の二第一項の規定により」を加え

転に閑し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対する対し、当該交通事故を起こした日から起算して二十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止(以下この条において「仮停止」という。)をすることができる。

一 交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合において、第百十七条の違反行為をしたとき。

第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により処分移送通知書を送付するときは、あわせて当該送付を受けた仮停止通知書及び免許証を送付しなければならない。

7 仮停止は、第四項又は前項の規定により仮停止通知書及び免許証の送付を受けた公安委員会が当該仮停止の期間内に当該事案について前条第二項又は第四項の規定による処分をしたときは、その効力を失う。

8 仮停止を受けた者が当該事案について前条第二項又は第四項の規定により免許の効力の停止を受けたときは、仮停止をされていた期間は、当該免許の効力の停止の期間に通算す

一項第九号)
第百四条第一項中「前条」を「第百三条」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前条」を「第百二条」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
4 公安委員会は、そのあらかじめ指定した医師の診断に基づき、第八十八条第一項第二号、第三号又は第四号のいずれかに該当することを認定した者については、第一項の規定にかかるらず、聴聞を行なわないで第百三条第一項又は第四項の規定により免許を取り消すことができる。
第百六条中「したとき」の下に「警察署長が第百三条の二第一項の規定による処分をしたとき」を加える。
第一百七条第二項中「受けた者は、」の下に「第九

転に關し次の各号のいすれかに該當するとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対する対し、当該交通事故を起こした日から起算して二十日を経過する日を終期とする免許の持力の停止(以下この条において「仮停止」という。)をすることができる。

一 交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合において、第一百七十七条の違反行為をしたとき。

二 第百十七条の二第一号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三 第百十八条第一項第一号から第三号まで若しくは第五号又は第六十号十九条第一項第一号から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号の二若しくは第十五号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき。

2 ① 警察署長は、仮停止をしたときは、当該处分をした日から起算して五日以内に、当該处分を受けた者に対し弁明の機会を与えないければならない。

3 ② 仮停止を受けた者は、免許証を当該処分をした警察署長に提出しなければならない。

4 ③ 仮停止をした警察署長は、すみやかに、当該処分を受けた者が第一項各号のいすれかに該当することとなつた時におけるその者の住所を管轄する公安委員会に対し、總理府会で定める仮停止通知書及び前項の規定によれば提出を受けた免許証を送付しなければならない。

6 5 4 3 仮停止を受けた者は、免許証を当該処分をした警察署長に提出しなければならない。

仮停止をした警察署長は、すみやかに、当該処分を受けた者が第一項各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所を管轄する公安委員会に対し、総理府会議で定める仮停止通知書及び前項の規定によれば、提出を受けた免許証を送付しなければならない。

前項の仮停止通知書及び免許証の送付を受けた公安委員会は、当該免許証に当該仮停止に係る事項を記載しなければならない。

第四項の仮停止通知書及び免許証の送付を

第一百六条中「したとき、」の下に「警察署長が第百三十条の二第一項の規定による処分をしたとき、」を加える。

第一百七条第二項中「受けた者は、」の下に「第九十条第三項又は第百三十条第二項若しくは第四項の規定により」を加え、同条第三項中「公安委員会」の下に「又は第百三十条の二第四項若しくは第百三十条の二第一項の規定による免許証の送付を受けた公安委員会」を加える。

別表

反則行為の区分	等の種類	反則行為に係る車両	反則金の限度額
第一百八十八条第一項第三号又は第一項の罪にあたる第二項若しくは第二十三条の規定に基づき公安委員会が定める最高速度を二十五キロメートル毎時以上とする速度で運転する行為を除く。)	普通自動車、自転車及び路面電車(以下「バス及び路面電車等」という。)	大型自動車、トヨリーバス及び路面電車等	一万五千円
第一百十九条第一項第一号(第七条第三項に係る部分を除く)、第二号、第二号の二、第三号の二、第五号、第九号、第九号の二若しくは第十五号又は第二項(第七条第三項に係る部分を除く。)の罪にあたる行為	小型特殊自動車(以下「小型特殊自動車等」とい	普通自動車、自転車及び原動機付自転車(以下「普通自動車等」とい	一万円
第一百二十一条第一項第一号から第八号まで、第九号に係る部分に限る。)、第十号から第十一号まで、第十二号若しくは第十四号又は第二項の罪にあたる行為	大型自動車等	普通自動車等	五千円
第一百二十二条第一項第五号から第八号まで、第九号の二若しくは第十号又は第二項の罪にあたる行為	普通自動車等	普通自動車等	八千円
道路交通法の一部を次のように改正す。	小型特殊自動車等	小型特殊自動車等	五千円
備考	大型特殊自動車等	大型自動車等	一万円
反則金の限度額は、この表の上欄に掲げる反則行為の区分及びこの表の中欄に掲げる	普通特殊自動車等	普通自動車等	三千円
反則行為に係る車両等の種類に応じ、この表の下欄に掲げる金額とする。	小型特殊自動車等	大型自動車等	四千円
別表中「自動二輪車及び軽自動車」を「及び自動二輪車」に改める。	三千円	三千円	三千円
道路交通法の一部を次のように改正す。	二千円	二千円	二千円
第九十六条第二項中「大型特殊免許又は軽	従い、当該各号に掲げる日から施行する。	従い、当該各号に掲げる日から施行する。	従い、当該各号に掲げる日から施行する。
一 第一条の規定中道路交通法目次の改正規定(第七十五条の四の改正規定及び同法第一百四十九条の次に一条を加える改正規定)この法律の	一 第一条の規定中道路交通法目次の改正規定(第七十五条の四の改正規定及び同法第一百四十九条の次に一条を加える改正規定)この法律の	一 第一条の規定中道路交通法目次の改正規定(第七十五条の四の改正規定及び同法第一百四十九条の次に一条を加える改正規定)この法律の	一 第一条の規定中道路交通法目次の改正規定(第七十五条の四の改正規定及び同法第一百四十九条の次に一条を加える改正規定)この法律の

二 第二条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)。次項から附則第五項までにおいて同じ。)及び次項から附則第五項までの規定。この法律の公布の日から起算して三月を経過した日

四 第三条及び附則第十二項の規定 道路交通法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第

十三年九月一日)

（第一項の規定の施行の際現に大型自動車免許（以下「大型免許」という。）を受けている者で、大型免許普通自動車免許又は大型特殊自動車免許によつて運転することができる自動車の運転の経験の期間が通算して二年に達しているものは、同条の規定による改正後の道路交通法

(以下「新法」という。) 第八十五条第五項の規定の適用については、これらの自動車の運転の経験の期間が通算して三年に達しているものとみ

第一條の規定の施行の際に大型免許を受けている者及び大型免許の運転免許試験に合格して大型免許を受けていない者に係る大型自動車

の運転及び大型免許については、新法第八十五条第六項及び第八十八条第一項第一号の規定にかかるわらす、なお従前の例による。

⁴ 新法第百三条の第一項の規定は、第一条の規定の施行前に交通事故を起こした者で当該交通事故に関し同項各号のいずれかに該当する」ととなつたものについては、適用しない。

第一條の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

章及び別表の規定は、同条の規定の施行前にした行為については、適用しない。

国は、当分の間、交通安全対策の一環とし

て、第百二十八条第一項の規定により納付された反則金に係る収入額に相当する金額を、毎年度、政令で定める道路交通安全施設（国が設置するもの及び国の補助を受けて設置するものを除く。）の設置に要する費用に充てさせるため、交通安全対策特別交付金（以下「交付金」という。）として、交通事故の発生件数、人口の集中度等を考慮して政令で定めるところにより、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）に交付するものとする。

8 前項の規定により交付すべき交付金の毎年度分の総額は、当該年度における反則金に係る収入見込額に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった交付金の額でまだ交付していないものを加算し、又は当該収入見込額から当該前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額を控除した額とする。

9 国は、都道府県又は市町村が、交付を受けた交付金を附則第七項に規定する道路交通安全施設の設置に要する費用に充てなかつたときは、政令で定めるところにより、その充てなかつた部分に相当する金額の返還を命ずることができ。この場合において、その返還された金額は、当該返還された年度の翌年度又は翌翌年度において、同項の規定により交付すべき交付金の当該年度の総額に加算する。

10 国は、交付金の用途及び道路交通安全施設の設置の状況等に關し、必要があると認めるときは、都道府県及び市町村から報告を徵することができる。

11 前四項の規定による交付金に關する事務は、自治大臣が行なう。

12 第三条の規定の施行前にした軽自動車に係る反則行為は、同条の規定による改正後の道路交通法第九章及び別表の規定の適用については、普通自動車に係る反則行為とみなす。

13 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭

和三十七年法律第百四十五号)の一部を次のよう改定する。
 第十一条 道路交通法第九章及び別表の規定の適用については、第八条第二項第三号若しくは第四号又は同条第三項の罪にあたる行為は、同法第八章の罪にあたる行為のうち同法別表の上欄の同法第二百二十条の罪にあたる行為に掲げるものとみなす。

二号の一部を次のように改定する。
 第四条第一項第二十八号の次に次の二号を加える。

二十八の二 道路交通法の一部を改定する法律(昭和四十二年法律第百六十号)附則第七項の規定による交通安全対策特別交付金の額を決定し、及びこれを交付すること。

第十二条第十六号の次に次の二号を加える。

二十九の二 交通安全対策特別交付金の交付に關すること。

第十七条第四号の四の次に次の二号を加える。

四の五 都道府県及び市町村(特別区を含む)に交付すべき交通安全対策特別交付金の額の決定及び返還に關すること。

〔仲原善一君登壇、拍手〕

○仲原善一君 ただいま議題となりました道路交通法の一部を改定する法律案について御報告を申し上げます。

本案は、第一に、歩行者の保護のための車両等の通行方法に関する規制を強化し、大型自動車の運転の資格要件を厳格にし、また、悪質重大な交通事故を起こした者に対する運転免許の停止の制度を設ける等の措置を講じ、第二に、大量に発生している道路交通法違反事件を迅速かつ合理的に処理するため、比較的軽微な違反行為に

ついて、行政機関の通告に基づく定額の反則金の納付により、刑事訴追を行わないこととする制度を新設すること等を、おもな内容とするものであります。

委員会におきましては、参考人の意見を聴取し、交通反則金通告制度の運用等に關し、熱心に審査いたしましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、採決いたしました結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、各派共同提出による附帯決議案を全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これまでより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

○議長(重宗雄三君) 日程第二、船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。産業公害及び

昭和四十二年六月二十三日 参議院議長 石井光次郎 業議院議長 石井光次郎

第一章 総則(第一条~第四条)

第二章 船舶からの油の排出の規制(第五条~第十条)

第三章 廃油処理事業等(第十一条~第二十六条)

第四章 雜則(第二十七条~第三十四条)

第五章 償則(第三十五条~第四十一条)

附則

第二章 総則

(目的)

第一条 この法律は、船舶から海上に油を排出することを規制し、あわせて廃油処理施設の整備を促進することにより、船舶の油による海水の汚濁を防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「油」とは、原油、重油(運輸省令で定める重ディーゼル油を含む。以下同じ。)及び潤滑油並びにこれらの油の含有量

が一万立方センチメートルにつき一立方センチメートル以上である油性混合物(以下単に「油性混合物」という。)をいう。

この法律において「船舶」とは、海上航行の用に供する船舟類をいう。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

2 交通対策特別委員長松澤兼人君。

まず、委員長の報告を求めます。産業公害及び

第三章 廃油処理事業等(第十一条~第二十六条)

第四章 雜則(第二十七条~第三十四条)

第五章 償則(第三十五条~第四十一条)

附則

第二章 総則

(目的)

第一条 この法律は、船舶から海上に油を排出することを規制し、あわせて廃油処理施設の整備を促進することにより、船舶の油による海水の汚濁を防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「油」とは、原油、重油(運輸省令で定める重ディーゼル油を含む。以下同じ。)及び潤滑油並びにこれらの油の含有量

が一万立方センチメートルにつき一立方センチメートル以上である油性混合物(以下単に「油性混合物」という。)をいう。

この法律において「船舶」とは、海上航行の用に供する船舟類をいう。

第三章 廃油処理事業等(第十一条~第二十六条)

第四章 雜則(第二十七条~第三十四条)

第五章 償則(第三十五条~第四十一条)

附則

第二章 総則

(目的)

第一条 この法律は、船舶から海上に油を排出することを規制し、あわせて廃油処理施設の整備を促進することにより、船舶の油による海水の汚濁を防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「油」とは、原油、重油(運輸省令で定める重ディーゼル油を含む。以下同じ。)及び潤滑油並びにこれらの油の含有量

が一万立方センチメートルにつき一立方センチメートル以上である油性混合物(以下単に「油性混合物」という。)をいう。

この法律において「船舶」とは、海上航行の用に供する船舟類をいう。

第三章 廃油処理事業等(第十一条~第二十六条)

第四章 雜則(第二十七条~第三十四条)

第五章 償則(第三十五条~第四十一条)

附則

第二章 総則

(目的)

第一条 この法律は、船舶から海上に油を排出することを規制し、あわせて廃油処理施設の整備を促進することにより、船舶の油による海水の汚濁を防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「油」とは、原油、重油(運輸省令で定める重ディーゼル油を含む。以下同じ。)及び潤滑油並びにこれらの油の含有量

が一万立方センチメートルにつき一立方センチメートル以上である油性混合物(以下単に「油性混合物」という。)をいう。

この法律において「船舶」とは、海上航行の用に供する船舟類をいう。

第三章 廃油処理事業等(第十一条~第二十六条)

第四章 雜則(第二十七条~第三十四条)

第五章 償則(第三十五条~第四十一条)

附則

第二章 総則

(目的)

第一条 この法律は、船舶から海上に油を排出することを規制し、あわせて廃油処理施設の整備を促進することにより、船舶の油による海水の汚濁を防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「油」とは、原油、重油(運輸省令で定める重ディーゼル油を含む。以下同じ。)及び潤滑油並びにこれらの油の含有量

が一万立方センチメートルにつき一立方センチメートル以上である油性混合物(以下単に「油性混合物」という。)をいう。

この法律において「船舶」とは、海上航行の用に供する船舟類をいう。

第三章 廃油処理事業等(第十一条~第二十六条)

第四章 雜則(第二十七条~第三十四条)

第五章 償則(第三十五条~第四十一条)

附則

第二章 総則

(目的)

第一条 この法律は、船舶から海上に油を排出することを規制し、あわせて廃油処理施設の整備を促進することにより、船舶の油による海水の汚濁を防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「油」とは、原油、重油(運輸省令で定める重ディーゼル油を含む。以下同じ。)及び潤滑油並びにこれらの油の含有量

が一万立方センチメートルにつき一立方センチメートル以上である油性混合物(以下単に「油性混合物」という。)をいう。

この法律において「船舶」とは、海上航行の用に供する船舟類をいう。

第三章 廃油処理事業等(第十一条~第二十六条)

第四章 雜則(第二十七条~第三十四条)

第五章 償則(第三十五条~第四十一条)

附則

第二章 総則

(目的)

第一条 この法律は、船舶から海上に油を排出することを規制し、あわせて廃油処理施設の整備を促進することにより、船舶の油による海水の汚濁を防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「油」とは、原油、重油(運輸省令で定める重ディーゼル油を含む。以下同じ。)及び潤滑油並びにこれらの油の含有量

が一万立方センチメートルにつき一立方センチメートル以上である油性混合物(以下単に「油性混合物」という。)をいう。

この法律において「船舶」とは、海上航行の用に供する船舟類をいう。

第三章 廃油処理事業等(第十一条~第二十六条)

第四章 雜則(第二十七条~第三十四条)

第五章 償則(第三十五条~第四十一条)

附則

第二章 総則

(目的)

第一条 この法律は、船舶から海上に油を排出することを規制し、あわせて廃油処理施設の整備を促進することにより、船舶の油による海水の汚濁を防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「油」とは、原油、重油(運輸省令で定める重ディーゼル油を含む。以下同じ。)及び潤滑油並びにこれらの油の含有量

が一万立方センチメートルにつき一立方センチメートル以上である油性混合物(以下単に「油性混合物」という。)をいう。

この法律において「船舶」とは、海上航行の用に供する船舟類をいう。

第三章 廃油処理事業等(第十一条~第二十六条)

第四章 雜則(第二十七条~第三十四条)

第五章 償則(第三十五条~第四十一条)

附則

第二章 総則

(目的)

第一条 この法律は、船舶から海上に油を排出することを規制し、あわせて廃油処理施設の整備を促進することにより、船舶の油による海水の汚濁を防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「油」とは、原油、重油(運輸省令で定める重ディーゼル油を含む。以下同じ。)及び潤滑油並びにこれらの油の含有量

が一万立方センチメートルにつき一立方センチメートル以上である油性混合物(以下単に「油性混合物」という。)をいう。

この法律において「船舶」とは、海上航行の用に供する船舟類をいう。

第三章 廃油処理事業等(第十一条~第二十六条)

第四章 雜則(第二十七条~第三十四条)

第五章 償則(第三十五条~第四十一条)

附則

第二章 総則

(目的)

第一条 この法律は、船舶から海上に油を排出することを規制し、あわせて廃油処理施設の整備を促進することにより、船舶の油による海水の汚濁を防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「油」とは、原油、重油(運輸省令で定める重ディーゼル油を含む。以下同じ。)及び潤滑油並びにこれらの油の含有量

が一万立方センチメートルにつき一立方センチメートル以上である油性混合物(以下単に「油性混合物」という。)をいう。

この法律において「船舶」とは、海上航行の用に供する船舟類をいう。

第三章 廃油処理事業等(第十一条~第二十六条)

第四章 雜則(第二十七条~第三十四条)

第五章 償則(第三十五条~第四十一条)

附則

第二章 総則

(目的)

第一条 この法律は、船舶から海上に油を排出することを規制し、あわせて廃油処理施設の整備を促進することにより、船舶の油による海水の汚濁を防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「油」とは、原油、重油(運輸省令で定める重ディーゼル油を含む。以下同じ。)及び潤滑油並びにこれらの油の含有量

が一万立方センチメートルにつき一立方センチメートル以上である油性混合物(以下単に「油性混合物」という。)をいう。

この法律において「船舶」とは、海上航行の用に供する船舟類をいう。

第三章 廃油処理事業等(第十一条~第二十六条)

第四章 雜則(第二十七条~第三十四条)

第五章 償則(第三十五条~第四十一条)

附則

第二章 総則

(目的)

第一条 この法律は、船舶から海上に油を排出することを規制し、あわせて廃油処理施設の整備を促進することにより、船舶の油による海水の汚濁を防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「油」とは、原油、重油(運輸省令で定める重ディーゼル油を含む。以下同じ。)及び潤滑油並びにこれらの油の含有量

が一万立方センチメートルにつき一立方センチメートル以上である油性混合物(以下単に「油性混合物」という。)をいう。

この法律において「船舶」とは、海上航行の用に供する船舟類をいう。

第三章 廃油処理事業等(第十一条~第二十六条)

第四章 雜則(第二十七条~第三十四条)

第五章 償則(第三十五条~第四十一条)

附則

第二章 総則

(目的)

第一条 この法律は、船舶から海上に油を排出することを規制し、あわせて廃油処理施設の整備を促進することにより、船舶の油による海水の汚濁を防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「油」とは、原油、重油(運輸省令で定める重ディーゼル油を含む。以下同じ。)及び潤滑油並びにこれらの油の含有量

が一万立方センチメートルにつき一立方センチメートル以上である油性混合物(以下単に「油性混合物」という。)をいう。

この法律において「船舶」とは、海上航行の用に供する船舟類をいう。

第三章 廃油処理事業等(第十一条~第二十六条)

第四章 雜則(第二十七条~第三十四条)

第五章 償則(第三十五条~第四十一条)

附則

第二章 総則

(目的)

第一条 この法律は、船舶から海上に油を排出することを規制し、あわせて廃油処理施設の整備を促進することにより、船舶の油による海水の汚濁を防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「油」とは、原油、重油(運輸省令で定める重ディーゼル油を含む。以下同じ。)及び潤滑油並びにこれらの油の含有量

が一万立方センチメートルにつき一立方センチメートル以上である油性混合物(以下単に「油性混合物」という。)をいう。

この法律において「船舶」とは、海上航行の用に供する船舟類をいう。

第三章 廃油処理事業等(第十一条~第二十六条)

第四章 雜則(第二十七条~第三十四条)

第五章 償則(第三十五条~第四十一条)

附則

第二章 総則

(目的)

第一条 この法律は、船舶から海上に油を排出することを規制し、あわせて廃油処理施設の整備を促進することにより、船舶の油による海水の汚濁を防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「油」とは、原油、重油(運輸省令で定める重ディーゼル油を含む。以下同じ。)及び潤滑油並びにこれらの油の含有量

が一万立方センチメートルにつき一立方センチメートル以上である油性混合物(以下単に「油性混合物」という。)をいう。

この法律において「船舶」とは、海上航行の用に供する船舟類をいう。

第三章 廃油処理事業等(第十一条~第二十六条)

第四章 雜則(第二十七条~第三十四条)

第五章 償則(第三十五条~第四十一条)

附則

第二章 総則

(目的)

第一条 この法律は、船舶から海上に油を排出することを規制し、あわせて廃油処理施設の整備を促進することにより、船舶の油による海水の汚濁を防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「油」とは、原油、重油(運輸省令で定める重ディーゼル油を含む。以下同じ。)及び潤滑油並びにこれらの油の含有量

が一万立方センチメートルにつき一立方センチメートル以上である油性混合物(以下単に「油性混合物」という。)をいう。

この法律において「船舶」とは、海上航行の用に供する船舟類をいう。

第三章 廃油処理事業等(第十一条~第二十六条)

第四章 雜則(第二十七条~第三十四条)

第五章 償則(第三十五条~第四十一条)

附則

第二章 総則

(氏名等の変更)

第二十条 港湾管理者以外の廃油処理事業者は、

第十二条第一項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届けなければならない。

(廃油処理設備の維持等)

第二十一条 廃油処理事業者は、当該事業の用に供する廃油処理設備を第十四条第三号の運輸省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

第二十二条 廃油処理事業者は、当該事業の用に供する廃油処理設備を第十四条第三号の運輸省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 廃油処理事業者は、廃油の処理の方法に關し

運輸省令で定める技術上の基準に従つて廃油を処理しなければならない。

3 運輸大臣は、当該事業の用に供する廃油処理設備又は当該事業における廃油の処理の方法が、第十四条第三号又は前項の運輸省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、廃油処理事業者に対し、その技術上の基準に適合するように当該事業の用に供する廃油処理設備を修理し、若しくは改造し、又はその技術上の基準に従つて廃油を処理すべきことを命ずることができる。

(承継)

第二十二条 港湾管理者以外の廃油処理事業者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、廃油処理事業者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により廃油処理事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(事業の休止及び廃止)

第二十三条 廃油処理事業者は、事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、運輸省令で定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第二十四条 運輸大臣は、港湾管理者以外の廃油処理事業者が次の各号の一に該当するときは、六月以内の期間を定めて事業の停止を命じ、又は第十一条第一項の許可を取り消すことができること。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反したとき。
二 正當な理由がないのに認可を受けた事項を実施しないとき。
三 第十三条第一号又は第三号に該当することとなつたとき。

六月以内の期間を定めて事業の停止を命じ、又は第十一条第一項の許可を取り消すことができること。

六月以内の期間を定めて事業の停止を命じ、又は第十一条第一項の許可を取り消すことができること。

2 運輸大臣は、前項の規定による届出があつた場合に準用する。この場合において、同条中「その事業の開始前」とあるのは、「その廃油の処理の開始前」と読み替えるものとする。

第三条 第十三条第一号又は第三号に該当することとなつたとき。

六月以内の期間を定めて事業の停止を命じ、又は第十一条第一項の許可を取り消すことができること。

3 第十五条の規定は、第一項の規定による届出があつた場合に準用する。この場合において、

同条中「その事業の開始前」とあるのは、「その廃油の処理の開始前」と読み替えるものとする。

六月以内の期間を定めて事業の停止を命じ、又は第十一条第一項の許可を取り消すことができること。

六月以内の期間を定めて事業の停止を命じ、又は第十一条第一項の許可を取り消すことができること。

六月以内の期間を定めて事業の停止を命じ、又は第十一条第一項の許可を取り消すことができること。

4 聽聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に對し、当該事案について証拠を提示

し、意見を述べる機會を与えるなければならない。

(自家用廃油処理施設)

第二十五条 廃油処理事業の用に供する廃油処理施設のものを除く。以下「自家用廃油処理施設」といふ。により廃油の処理を行なおうとする者は、その廃油処理設備の設置の工事の開始の日

は、その廃油処理設備の設置の工事の開始の日(工事を要しないときは、その廃油の処理の開始の日)の六十日前までに、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第二十六条 第十六条、第十九条第三項から第六項まで及び第二十条から第二十三条までの規定

は、前条第一項の規定による届出をした者(以

下「自家用廃油処理施設の設置者」という。)に準用する。

第二十七条 運輸大臣は、港湾管理者の管理する港湾において廃油処理施設の整備が十分に行な

われていない場合であつて、船舶の油による海水の汚濁の防止のため必要があると認めるときは、当該港湾管理者に対し、廃油処理施設を整備すべきことを勧告することができる。

(港湾管理者に対する補助)

第二十八条 國は、必要があると認めるときは、廃油処理施設の建設又は改良を行なう港湾管理者に対し、予算の範囲内において、その建設又は改良に要する費用の十分の五を補助するものとする。

第二十九条 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、運輸省令で定めるところにより、船舶所有者又は船長に対し、当該船舶に係る油の排出又は油に関する作業に關し報告をさせることができる。

第三十条 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、運輸省令で定めるところにより、廃油処理事業者又は自家用廃油処理施設の設置者に對し、その事業又はその廃油処理施設による廃油の処理に關し報告をさせることができる。

第三十一条 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、船舶又は引かれ船等を管理する船舶所有者の事務所に立ち入り、ビルジ排出防止装置、油記録簿その他の物件を検査させることができる。

第三十二条 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、船舶又は引かれ船等を管理する船舶所有者の事務所に立ち入り、ビルジ排出防止装置、油記録簿その他の物件を検査させることができる。

第三十三条 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、船舶又は引かれ船等を管理する船舶所有者の事務所に立ち入り、ビルジ排出防止装置、油記録簿その他の物件を検査させることができる。

第三十四条 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、船舶又は引かれ船等を管理する船舶所有者の事務所に立ち入り、ビルジ排出防止装置、油記録簿その他の物件を検査させることができる。

第三十五条 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、船舶又は引かれ船等を管理する船舶所有者の事務所に立ち入り、ビルジ排出防止装置、油記録簿その他の物件を検査させることができる。

第三十六条 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、船舶又は引かれ船等を管理する船舶所有者の事務所に立ち入り、ビルジ排出防止装置、油記録簿その他の物件を検査させることができる。

第三十七条 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、船舶又は引かれ船等を管理する船舶所有者の事務所に立ち入り、ビルジ排出防止装置、油記録簿その他の物件を検査させることができる。

第三十八条 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、船舶又は引かれ船等を管理する船舶所有者の事務所に立ち入り、ビルジ排出防止装置、油記録簿その他の物件を検査させることができる。

第三十九条 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、船舶又は引かれ船等を管理する船舶所有者の事務所に立ち入り、ビルジ排出防止装置、油記録簿その他の物件を検査させることができる。

第四十条 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、船舶又は引かれ船等を管理する船舶所有者の事務所に立ち入り、ビルジ排出防止装置、油記録簿その他の物件を検査させることができる。

第四十一条 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、船舶又は引かれ船等を管理する船舶所有者の事務所に立ち入り、ビルジ排出防止装置、油記録簿その他の物件を検査させることができる。

第四十二条 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、船舶又は引かれ船等を管理する船舶所有者の事務所に立ち入り、ビルジ排出防止装置、油記録簿その他の物件を検査させることができる。

第四十三条 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、船舶又は引かれ船等を管理する船舶所有者の事務所に立ち入り、ビルジ排出防止装置、油記録簿その他の物件を検査させることができる。

第四十四条 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、船舶又は引かれ船等を管理する船舶所有者の事務所に立ち入り、ビルジ排出防止装置、油記録簿その他の物件を検査させることができる。

第四十五条 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、船舶又は引かれ船等を管理する船舶所有者の事務所に立ち入り、ビルジ排出防止装置、油記録簿その他の物件を検査させることができる。

第四十六条 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、船舶又は引かれ船等を管理する船舶所有者の事務所に立ち入り、ビルジ排出防止装置、油記録簿その他の物件を検査させることができる。

第四十七条 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、船舶又は引かれ船等を管理する船舶所有者の事務所に立ち入り、ビルジ排出防止装置、油記録簿その他の物件を検査させることができる。

第四十八条 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、船舶又は引かれ船等を管理する船舶所有者の事務所に立ち入り、ビルジ排出防止装置、油記録簿その他の物件を検査させることができる。

出には、適用しない。

一 条約発効日の翌日から起算して三年を経過する日 油送船以外の船舶からの油の排出

二 条約発効日の翌日から起算して一年を経過する日 油送船からのビルジの排出

2 前項(同項第一号に係る部分に限る。)の場合において、油の排出は、海岸からできる限り離れて行なわなければならない。ただし、条約発効日の翌日から起算して一年を経過する日までの間ににおけるビルジの排出については、この限りでない。

3 第六条の規定は、条約発効日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、ビルジの排出には、適用しない。

(廃油処理事業に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に廃油処理事業を行なっている者は、第十二条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をしたもののとみなす。

2 前項の規定により第十二条第一項の許可を受ける者(以下「既存廃油処理事業者」といふ。)は、この法律の施行の日から起算して三月以内に、第十二条第一項の規定による届出書に事業の概況及び廃油処理設備の状況を記載した書類その他の運輸省令で定める書類を添附して、運輸大臣に提出する。

出しなければならない。

第四条 この法律の施行の際現に、廃油処理事業の用に供する廃油処理設備(以下「事業用廃油処理設備」という。)の設置の工事を行なつており、又はこの法律の施行の日から起算して三月を経過した日前に、事業用廃油処理設備の設置の工事を開始し、若しくは事業用廃油処理設備の設置の工事を行なわいで廃油処理事業を開始する港湾管理者(既存廃油処理事業者を除く。)に対する第十二条第二項の規定の適用について

は、同項中「その廃油処理設備の工事の開始の日(工事を要しないときは、その事業の開始の日)の六十日前まで」とあるのは、「この法律の施行の日から起算して一月以内」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第十二条第二項の規定による届出をした港湾管理者たる廃油処理事業者に対する第十五条の規定の適用については、同条中「その変更に必要な廃油処理設備の変更の工事の開始の日(工事を要しないときは、その変更の工事の開始の日)の三十日まで」とあるのは、「この法律の施行の日から起算して一月以内」とする。

第三条 この法律の施行の際現に廃油処理事業を行なっている者は、第十二条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をしたもののとみなす。

2 前項の規定により第十二条第一項の許可を受けた者は、この法律の施行の日から起算して三月の間に、第十二条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

第五条 港湾管理者たる既存廃油処理事業者に対する第十七条第二項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日から起算して三月以内」とする。

第六条 この法律の施行の際現に第十二条第一項の事項を変更するため事業用廃油処理設備の変更の工事を行なつており、又はこの法律の施行の日から起算して二月を経過した日前に、同号の事項を変更するため事業用廃油処理設備の変更の工事を開始し、若しくは事業用廃油処理設備の変更の工事を行なわいで同号の

二十五条第一項の規定による届出をしたのみとなります。

2 附則第三条第二項の規定は、前項の規定により第二十五条第一項の規定による届出をしたもとのとみなされた者(以下「自家用廃油処理施設の設置者」という。)に準用する。この場合において、附則第三条第二項中「第十二条第一項各号(港湾管理者たる既存廃油処理事業者にあっては、同項第三号)」とあるのは、「第十二条第一項第一号及び第三号」と読み替えるものとする。

第八条 この法律の施行の際現に事業用廃油処理設備以外の廃油処理設備(以下「自家用廃油処理設備」という。)の設置の工事を行なつており、又はこの法律の施行の日から起算して三月を経過した日前に、自家用廃油処理設備の設置の工事を開始し、若しくは自家用廃油処理設備の設置の工事を行なわいで自家用廃油処理施設による廃油の処理を開始する者(既存自家用廃油処理施設の設置者を除く。)に対する第二十五条第一項の規定の適用については、同項中「その廃油処理設備の設置の工事の開始の日(工事を要しないときは、その廃油の処理の開始の日)の六十日まで」とあるのは、「この法律の施行の日から起算して一月以内」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第二十五条第一項の規定による届出をした港湾管理者たる廃油処理事業者に対する同条第四項において準用する第十五条の規定の適用については、同項の規定により読み替えられた同条中「その届出に係る工事の開始前(工事を要しないときは、その変更前)」とあるのは、「その変更前」とする。

第七条 この法律の施行の際現に自家用廃油処理施設により廃油の処理を行なつている者は、

施設により廃油の処理を行なつて、運輸大臣に提出する。

第七条 この法律の施行の際現に自家用廃油処理

施設の設置者に対する同条第三項において準用

する第十五条の規定の適用については、同項の規定により読み替えられた同条中「その届出たる工事の開始前（工事を要しないときは、その廃油の処理の開始前）」とあるのは、「その廃油の処理の開始前」とする。

第九条 この法律の施行の際現に第十二条第一項第三号の事項を行なつており、又はこの法律備の変更の工事を行なつており、又はこの法律の施行の日から起算して二月を経過した日前に、同号の事項を変更するため自家用廃油処理設備の変更の工事を開始し、若しくは自家用廃油処理設備の変更の工事を行なわないと同号の事項を変更する自家用廃油処理施設の設置者に対する第二十六条において準用する第十九条第三項の規定の適用については、同項中「その変更に必要な廃油処理設備の変更の工事の開始の日（工事を要しないときは、その変更の日）の三十日前まで」とあるのは、「この法律の施行の日から起算して一月以内」とする。

前項の規定により読み替えられた第二十六条において準用する第十九条第三項の規定による届出をした自家用廃油処理施設の設置者に対する第二十六条において準用する第十九条第四項により読み替えられた第十五条中「その届出たる工事の開始前（工事を要しないときは、その変更前）」とあるのは、「その変更前」とする。

(経過措置に関する罰則)

第十一条 港湾管理者以外の既存廃油処理事業者は既存自家用廃油処理施設の設置者であつて、附則第三条第二項（附則第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して届出書を提出せず、又は虚偽の届出書を提出したもののは、一万円以下の罰金に処する。

十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に因し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

（運輸省設置法の一部改正）

第十三条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のとおりに改正する。

第四条第一項第十四号の十一の次に次の二号を加える。

十四の十二 廃油処理事業及び自家用廃油処理施設に關し、許可し、認可し、又は必要な処分をすること。

第二十二条第一項第十七号の二の次に次の二号を加える。

十七の三 船舶の油による海水の汚濁の防止に關する法律（昭和四十二年法律第一号）の施行に關すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。

第二十六条第一項第十号の二の次に次の二号を加える。

第十の三 港湾管理者の行なう廃油処理事業に
関すること。

第四十条第一項第二十二号の三の次に次の二
号を加える。

二十二の四 廃油処理事業及び自家用廃油處
理施設に関する」と。

(港湾法の一部改正)

第十二条 港湾法の一部を次のようくに改正する。
第二条第五項第九号の次に次の二号を加え
る。

九の一 廃油処理施設 船舶の油による海水
の汚濁の防止に関する法律(昭和四十二年
法律 第 号)第二条第六項に規定する
廃油処理施設(港湾役務提供用船舶を除
く。)

第二条第五項第十三号中「並びに船舶のため
の給水、給油及び給灰の用に供する船舶」を
「船舶のための給水、給油及び給灰の用に供
する船舶並びに船舶の廃油の処理の用に供する
船舶」に改める。

第十二条第一項第八号中「補助」の下に「、船
舶の廃油の処理」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一
十六号)の一部を次のように改正する。
附則に第九十八項として次の二項を加える。
(廃油処理施設に対して課する固定資産税に
関する特例)

船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律(昭和四十二年法律第 号)第十一條
第一項の許可を受けた者又は同法第二十五条
第一項の規定による届出をした者が昭和四十
二年一月一日から昭和四十五年一月一日まで
の間に新設した同法第二条第六項に規定する
廃油処理施設で政令で定めるもの(第三百四
十九条の三第六項の規定の適用を受けるもの
を除く。)に対して課する固定資産税の課税標
準は、第三百四十九条の二の規定にかかわら
ず、当該施設に対して新たに固定資産税が課
されることとなつた年度から三年度分の固定
資産税に限り、当該施設に対して課する固定
資産税の課税標準となるべき価格の二分の一
の額とする。

(船舶整備公団法の一部改正)

第十四条 船舶整備公団法(昭和三十四年法律第
四十六号)の一部を次のようない 改正する。
第一条に次の二項を加える。
13 この法律において「ビルジ排出防止装置」と
は、船舶の油による海水の汚濁の防止に因す
る法律(昭和四十二年法律第 号)第二条
第四項に規定するビルジ排出防止装置をい
う。

第十三条第二号中「若しくは港湾運送用荷役
機械」を、「港湾運送用荷役機械若しくはビルジ
排出防止装置」に改める。

号の次に次の一号を加える。

十六 ビルジ排出防止装置を船舶に設置しよ
うとする者に対し、その設置に必要な資金
を貸し付けること。

〔松澤兼人君登壇、拍手〕

○松澤兼人君 ただいま議題となりました船舶の
油による海水の汚濁の防止に関する法律案につい
て、産業公害及び交通対策特別委員会における審
査の経過と結果を報告いたします。

本法案は、さきに国会の承認を得ました一九五
四年の国際条約に対応する国内法であります。法
案の要点は、百五十トン以上のタンカー及び五百

トン以上のタンカー外の船舶に対して、沿岸から
五十海里以内の海域には油を排出してはならない
とすることであります。その禁止措置の施行を期
するため、二つの事項が定められております。
一つは、船舶について、油性混合物たるビルジの
処理装置の備えつけ義務を課すこと、二つは、
汚濁のおそれの大きい港湾に、廃油の受け入れ、
処理施設を設置することであります。

特別委員会におきましては、規制すべき船舶の
範囲の拡大、廃油処理施設の設置促進、違反船舶
に対する監視体制の強化、海水汚濁に基づく被害
の救済制度等の諸問題について質疑が行なわれま
した。その詳細については会議録に譲りたいと思
います。

十九日、質疑を終わり、次いで柳田桃太郎君か
ら賛成の討論があつた後、採決の結果、全会一致
をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたし
ました。

なお、同君から、上に述べました四項目等に関
して、政府の努力を要望する旨の附帯決議が提案
され、これまた全会一致で委員会の決議とすること
に決しました。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、こ
れより採決をいたします。

本法案の委員長報告は修正議決報告でございま
す。委員長の報告を求めます。内閣委員長豊田
雅幸君。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君
の起立を求めてます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつ
て、本案は全会一致をもつて可決せられました。

昭和四十一年六月二十二日

衆議院議長 石井光次郎

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年六月二十二日

衆議院議長 石井光次郎

の発言がありました。

次いで採決の結果、八田委員提出の修正案並び
に修正部分を除く原案は、いずれも多数をもつて
可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定
いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

参議院議長 重宗 雄三殿

自治省設置法の一部を改正する法律案

自治省設置法の一部を改正する法律案

自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一
号)の一部を次のようにより改正する。

第五条に次の一項を加える。

2 行政局に、公務員部を置く。

第十条に次の一項を加える。

2 公務員部においては、前項第六号から第九号
の二までに掲げる事務をつかさどる。

第一二六条の表中「三七三人」を「三八三人」に、
「一三七人」を「四一人」に、「五一〇人」を「五二
四人」に改める。

附則

この法律は、昭和四十一年七月一日から施行す
る。

〔豊田雅幸君登壇、拍手〕

○豊田雅幸君 ただいま議題となりました自治省
設置法の一部を改正する法律案につきまして、委
員会における審査の経過並びに結果を御報告申
上げます。

本法律案の改正点は、第一に、自治省行政局に
公務員部を設置すること、第二に、職員の定員
を、自治省十人、消防庁四人増加すること等で
あります。

本法律案の改正点は、第一に、自治省行政局に
公務員部を設置すること、第二に、職員の定員
を、自治省十人、消防庁四人増加すること等で
あります。

委員会における審査の詳細は会議録に譲りたい
と思います。

なお、施行期日について別紙の修正を行なつ
た。

本法律の施行に要する経費として、七百六十
万円が昭和四十二年度一般会計予算に計上され
ている。

行期日を公布の日に修正の上、原案に賛成する旨
れより採決をいたします。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年七月十四日

衆議院議長 石井光次郎

の発言がありました。

次いで採決の結果、八田委員提出の修正案並び
に修正部分を除く原案は、いずれも多数をもつて
可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定
いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

参議院議長 重宗 雄三殿

自治省設置法の一部を改正する法律案

自治省設置法の一部を改正する法律案

自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一
号)の一部を次のようにより改正する。

第五条に次の一項を加える。

2 行政局に、公務員部を置く。

第十条に次の一項を加える。

2 公務員部においては、前項第六号から第九号
の二までに掲げる事務をつかさどる。

第一二六条の表中「三七三人」を「三八三人」に、
「一三七人」を「四一人」に、「五一〇人」を「五二
四人」に改める。

附則

この法律は、昭和四十一年七月一日から施行す
る。

〔豊田雅幸君登壇、拍手〕

○豊田雅幸君 ただいま議題となりました自治省
設置法の一部を改正する法律案につきまして、委
員会における審査の経過並びに結果を御報告申
上げます。

本法律案の改正点は、第一に、自治省行政局に
公務員部を設置すること、第二に、職員の定員
を、自治省十人、消防庁四人増加すること等で
あります。

本法律案の改正点は、第一に、自治省行政局に
公務員部を設置すること、第二に、職員の定員
を、自治省十人、消防庁四人増加すること等で
あります。

委員会における審査の詳細は会議録に譲りたい
と思います。

なお、施行期日について別紙の修正を行なつ
た。

本法律の施行に要する経費として、七百六十
万円が昭和四十二年度一般会計予算に計上され
ている。

行期日を公布の日に修正の上、原案に賛成する旨
れより採決をいたします。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年七月十四日

衆議院議長 石井光次郎

の発言がありました。

次いで採決の結果、八田委員提出の修正案並び
に修正部分を除く原案は、いずれも多数をもつて
可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定
いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

参議院議長 重宗 雄三殿

自治省設置法の一部を改正する法律案

自治省設置法の一部を改正する法律案

自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一
号)の一部を次のようにより改正する。

第五条に次の一項を加える。

2 行政局に、公務員部を置く。

第十条に次の一項を加える。

2 公務員部においては、前項第六号から第九号
の二までに掲げる事務をつかさどる。

第一二六条の表中「三七三人」を「三八三人」に、
「一三七人」を「四一人」に、「五一〇人」を「五二
四人」に改める。

附則

この法律は、昭和四十一年七月一日から施行す
る。

〔豊田雅幸君登壇、拍手〕

○豊田雅幸君 ただいま議題となりました自治省
設置法の一部を改正する法律案につきまして、委
員会における審査の経過並びに結果を御報告申
上げます。

本法律案の改正点は、第一に、自治省行政局に
公務員部を設置すること、第二に、職員の定員
を、自治省十人、消防庁四人増加すること等で
あります。

本法律案の改正点は、第一に、自治省行政局に
公務員部を設置すること、第二に、職員の定員
を、自治省十人、消防庁四人増加すること等で
あります。

委員会における審査の詳細は会議録に譲りたい
と思います。

なお、施行期日について別紙の修正を行なつ
た。

本法律の施行に要する経費として、七百六十
万円が昭和四十二年度一般会計予算に計上され
ている。

行期日を公布の日に修正の上、原案に賛成する旨
れより採決をいたします。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年七月十四日

衆議院議長 石井光次郎

の発言がありました。

次いで採決の結果、八田委員提出の修正案並び
に修正部分を除く原案は、いずれも多数をもつて
可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定
いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

参議院議長 重宗 雄三殿

自治省設置法の一部を改正する法律案

自治省設置法の一部を改正する法律案

自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一
号)の一部を次のようにより改正する。

第五条に次の一項を加える。

2 行政局に、公務員部を置く。

第十条に次の一項を加える。

2 公務員部においては、前項第六号から第九号
の二までに掲げる事務をつかさどる。

第一二六条の表中「三七三人」を「三八三人」に、
「一三七人」を「四一人」に、「五一〇人」を「五二
四人」に改める。

附則

この法律は、昭和四十一年七月一日から施行す
る。

〔豊田雅幸君登壇、拍手〕

○豊田雅幸君 ただいま議題となりました自治省
設置法の一部を改正する法律案につきまして、委
員会における審査の経過並びに結果を御報告申
上げます。

本法律案の改正点は、第一に、自治省行政局に
公務員部を設置すること、第二に、職員の定員
を、自治省十人、消防庁四人増加すること等で
あります。

本法律案の改正点は、第一に、自治省行政局に
公務員部を設置すること、第二に、職員の定員
を、自治省十人、消防庁四人増加すること等で
あります。

委員会における審査の詳細は会議録に譲りたい
と思います。

なお、施行期日について別紙の修正を行なつ
た。

本法律の施行に要する経費として、七百六十
万円が昭和四十二年度一般会計予算に計上され
ている。

行期日を公布の日に修正の上、原案に賛成する旨
れより採決をいたします。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年七月十四日

衆議院議長 石井光次郎

の発言がありました。

次いで採決の結果、八田委員提出の修正案並び
に修正部分を除く原案は、いずれも多数をもつて
可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定
いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

参議院議長 重宗 雄三殿

自治省設置法の一部を改正する法律案

自治省設置法の一部を改正する法律案

自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一
号)の一部を次のようにより改正する。

第五条に次の一項を加える。

2 行政局に、公務員部を置く。

第十条に次の一項を加える。

2 公務員部においては、前項第六号から第九号
の二までに掲げる事務をつかさどる。

第一二六条の表中「三七三人」を「三八三人」に、
「一三七人」を「四一人」に、「五一〇人」を「五二
四人」に改める。

附則

この法律は、昭和四十一年七月一日から施行す
る。

〔豊田雅幸君登壇、拍手〕

○豊田雅幸君 ただいま議題となりました自治省
設置法の一部を改正する法律案につきまして、委
員会における審査の経過並びに結果を御報告申
上げます。

本法律案の改正点は、第一に、自治省行政局に
公務員部を設置すること、第二に、職員の定員
を、自治省十人、消防庁四人増加すること等で
あります。

本法律案の改正点は、第一に、自治省行政局に
公務員部を設置すること、第二に、職員の定員
を、自治省十人、消防庁四人増加すること等で
あります。

委員会における審査の詳細は会議録に譲りたい
と思います。

なお、施行期日について別紙の修正を行なつ
た。

本法律の施行に要する経費として、七百六十
万円が昭和四十二年度一般会計予算に計上され
ている。

行期日を公布の日に修正の上、原案に賛成する旨
れより採決をいたします。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年七月十四日

衆議院議長 石井光次郎

の発言がありました。

次いで採決の結果、八田委員提出の修正案並び
に修正部分を除く原案は、いずれも多数をもつて
可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定
いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

参議院議長 重宗 雄三殿

自治省設置法の一部を改正する法律案

自治省設置法の一部を改正する法律案

自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一
号)の一部を次のようにより改正する。

第五条に次の一項を加える。

2 行政局に、公務員部を置く。

第十条に次の一項を加える。

2 公務員部においては、前項第六号から第九号
の二までに掲げる事務をつかさどる。

第一二六条の表中「三七三人」を「三八三人」に、
「一三七人」を「四一人」に、「五一〇人」を「五二
四人」に改める。

附則

この法律は、昭和四十一年七月一日から施行す
る。

〔豊田雅幸君登壇、拍手〕

○豊田雅幸君 ただいま議題となりました自治省
設置法の一部を改正する法律案につきまして、委
員会における審査の経過並びに結果を御報告申
上げます。

本法律案の改正点は、第一に、自治省行政局に
公務員部を設置すること、第二に、職員の定員
を、自治省十人、消防庁四人増加すること等で
あります。

本法律案の改正点は、第一に、自治省行政局に
公務員部を設置すること、第二に、職員の定員
を、自治省十人、消防庁四人増加すること等で
あります。

委員会における審査の詳細は会議録に譲りたい
と思います。

なお、施行期日について別紙の修正を行なつ
た。

本法律の施行に要する経費として、七百六十
万円が昭和四十二年度一般会計予算に計上され
ている。

行期日を公布の日に修正の上、原案に賛成する旨
れより採決をいたします。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年七月十四日

衆議院議長 石井光次郎

の発言がありました。

次いで採決の結果、八田委員提出の修正案並び
に修正部分を除く原案は、いずれも多数をもつて
可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定
いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

参議院議長 重宗 雄三殿

自治省設置法の一部を改正する法律案

自治省設置法の一部を改正する法律案

自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一
号)の一部を次のようにより改正する。

第五条に次の一項を加える。

2 行政局に、公務員部を置く。

第十条に次の一項を加える。

2 公務員部においては、前項第六号から第九号
の二までに掲げる事務をつかさどる。

第一二六条の表中「三七三人」を「三八三人」に、
「一三七人」を「四一人」に、「五一〇人」を「五二
四人」に改める。

附則

この法律は、昭和四十一年七月一日から施行す
る。

〔豊田雅幸君登壇、拍手〕

○豊田雅幸君 ただいま議題となりました自治省
設置法の一部を改正する法律案につきまして、委
員会における審査の経過並びに結果を御報告申
上げます。

本法律案の改正点は、第一に、自治省行政局に
公務員部を設置すること、第二に、職員の

第四章 基金の行なう事業（第十六条—第二十一条）
第五章 費用の負担（第二十二条—第二十三条）
第六章 財務及び会計（第二十三条—第二十九条）
第七章 監督（第三十条—第三十二条）
第八章 雜則（第三十三条—第三十七条）
第九章 罰則（第三十八条—第四十二条）
附則

第一条 総則
（基金の目的）
第一条 石炭鉱業年金基金は、石炭鉱業の坑内労働者の老齢について必要な給付を行なうことにより、その後の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。
（法人格）
第二条 石炭鉱業年金基金（以下「基金」という。）
（登記）
第三条 基金は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。
2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
（名称の使用制限）
第四条 基金でない者は、石炭鉱業年金基金といふ名称を用いてはならない。
（民法の準用）
第五条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、基金について準用する。
第二章 設立及び会員
（設立）
第六条 石炭鉱業を行なう事業場であつて、坑内において石炭を掘採する事業を行なうもののうち、厚生年金保険の適用事業所であるものの事業主は、この法律の定めるところにより、全国を通じて一個の基金を設立しなければならぬ。
（役員の職務）
第三章 管理
（定款）
第一条 基金は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。
一 事務所の所在地
二 会員に関する事項
三 総会に関する事項
四 役員に関する事項
五 運営審議会に関する事項
六 事業に関する事項
七 抵金に関する事項
八 その他組織及び業務に関する重要な事項
（役員）
第九条 基金に、役員として理事及び監事を置く。
2 役員は、政令の定めるところにより、会員（法人にあつては、その代表者とする。以下この項において同じ。）のうちから選任する。ただし、特別の事情があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。
3 理事のうち一人を理事長とし、理事において互選する。
4 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
5 監事は、理事又は基金の職員と兼ねることができない。
（役員の職務）
第十条 理事長は、基金を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるときは、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行なう。
11 第十一条 基金が第十八条第一項の事業を行なうときは、石炭鉱業を行なう事業場であつて、厚生年金保険の適用事業所であるものの事業主（前条に規定する事業主である者を除く。）は、当然、基金の会員となる。
（会員）
第十二条 前条に規定する事業主は、当然、基金の会員となる。
12 第十三条 基金が第十八条第一項の事業を行なうときは、石炭鉱業を行なう事業場であつて、厚生年金保険の適用事業所であるものの事業主（前条に規定する事業主である者を除く。）は、当然、基金の会員となる。
（会員）
第十四条 基金は、定款の定めるところにより、総会に代わるべき総代会を開くことができる。
13 第十五条 基金は、定款の定めるところにより、会員のうちから選舉する。
14 第十六条 基金は、総代の任期は、二年とする。ただし、補欠の総代の任期は、前任者の残任期間とする。
15 第十七条 前二項に規定するもののほか、総代会の招集の理由を記載した書面を理事長に提出して請求のあった日から二十日以内に総代会を開くこととする。
16 第十八条 基金は、理事長が招集する総代会の招集の請求を受けるときは、理事長は、そのは、その効力を生じない。
17 第十九条 基金は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
（運営審議会）
第二章 基金に、運営審議会（以下「審議会」といふ。）を置く。
20 第二十条 基金は、委員十人以内で組織する。
21 第二十一条 基金は、理事長の諸問題に応じ、基金の業務の運営に関する重要な事項を審議する。
22 第二十二条 基金は、前項の事項に關し、理事長に意見を述べることができる。
（運営審議会）
第二章 基金に、運営審議会（以下「審議会」といふ。）を置く。
23 第二十三条 基金は、委員十人以内で組織する。
24 第二十四条 基金は、理事長の諸問題に応じ、基金の業務の運営に関する重要な事項を審議する。
25 第二十五条 基金は、前項の事項に關し、理事長に意見を述べることができる。
（運営審議会）
第二章 基金に、運営審議会（以下「審議会」といふ。）を置く。
26 第二十六条 基金は、委員十人以内で組織する。
27 第二十七条 基金は、理事長の諸問題に応じ、基金の業務の運営に関する重要な事項を審議する。
28 第二十八条 基金は、前項の事項に關し、理事長に意見を述べることができる。
（運営審議会）
第二章 基金に、運営審議会（以下「審議会」といふ。）を置く。
29 第二十九条 基金は、委員十人以内で組織する。
30 第三十条 基金は、理事長の諸問題に応じ、基金の業務の運営に関する重要な事項を審議する。
31 第三十一条 基金は、前項の事項に關し、理事長に意見を述べることができる。
（運営審議会）
第二章 基金に、運営審議会（以下「審議会」といふ。）を置く。
32 第三十二条 基金は、委員十人以内で組織する。
33 第三十三条 基金は、理事長の諸問題に応じ、基金の業務の運営に関する重要な事項を審議する。
34 第三十四条 基金は、前項の事項に關し、理事長に意見を述べることができる。
（運営審議会）
第二章 基金に、運営審議会（以下「審議会」といふ。）を置く。
35 第三十五条 基金は、委員十人以内で組織する。
36 第三十六条 基金は、理事長の諸問題に応じ、基金の業務の運営に関する重要な事項を審議する。
37 第三十七条 基金は、前項の事項に關し、理事長に意見を述べることができる。
（運営審議会）
第二章 基金に、運営審議会（以下「審議会」といふ。）を置く。
38 第三十八条 基金は、委員十人以内で組織する。
39 第三十九条 基金は、理事長の諸問題に応じ、基金の業務の運営に関する重要な事項を審議する。
40 第四十条 基金は、前項の事項に關し、理事長に意見を述べることができる。
（運営審議会）
第二章 基金に、運営審議会（以下「審議会」といふ。）を置く。
41 第四十一条 基金は、委員十人以内で組織する。
42 第四十二条 基金は、理事長の諸問題に応じ、基金の業務の運営に関する重要な事項を審議する。
43 第四十三条 基金は、前項の事項に關し、理事長に意見を述べることができる。
（運営審議会）
第二章 基金に、運営審議会（以下「審議会」といふ。）を置く。
44 第四十四条 基金は、委員十人以内で組織する。
45 第四十五条 基金は、理事長の諸問題に応じ、基金の業務の運営に関する重要な事項を審議する。
46 第四十六条 基金は、前項の事項に關し、理事長に意見を述べることができる。
（運営審議会）
第二章 基金に、運営審議会（以下「審議会」といふ。）を置く。
47 第四十七条 基金は、委員十人以内で組織する。
48 第四十八条 基金は、理事長の諸問題に応じ、基金の業務の運営に関する重要な事項を審議する。
49 第四十九条 基金は、前項の事項に關し、理事長に意見を述べることができる。
（運営審議会）
第二章 基金に、運営審議会（以下「審議会」といふ。）を置く。
50 第五十条 基金は、委員十人以内で組織する。
51 第五十一条 基金は、理事長の諸問題に応じ、基金の業務の運営に関する重要な事項を審議する。
52 第五十二条 基金は、前項の事項に關し、理事長に意見を述べることができる。
（運営審議会）
第二章 基金に、運営審議会（以下「審議会」といふ。）を置く。
53 第五十三条 基金は、委員十人以内で組織する。
54 第五十四条 基金は、理事長の諸問題に応じ、基金の業務の運営に関する重要な事項を審議する。
55 第五十五条 基金は、前項の事項に關し、理事長に意見を述べることができる。
（運営審議会）
第二章 基金に、運営審議会（以下「審議会」といふ。）を置く。
56 第五十六条 基金は、第一項の目的を達成するため、石炭鉱業を行なう事業場において会員に使用される厚生年金保険の第三種被保険者たる労働者（以下「坑内員」といふ。）の老齢について、

官 報 (号 外)

○議長(重宗雄三君)　この際、日程に追加して、
会社更生法等の一部を改正する法律案(内閣提出
出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ござ
いませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。法務委員会理
事山田徵一君。

会社更生法等の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきもの
と議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

參議院議長 重宗 雄三殿

第一条のうち第百十九条を改め同条の次に三条を加える改正規定中「第百十九条中並びに」を「及び」に改め、「預り金及び」を削り、同条の次に次の三条を加える。」を「第百十九条の次に次の二条を加える。」に改め、第百十九条の三を削り、第百十九条の四を第百十九条の三とする。

第二条中第三十九条の改正規定を削る。

第三条中第四十五条の改正規定を削る。

附則第三項中「第百十九条の四」を「第百十九条の三」に改める。

附則第六項中「第三十九条第二項及び」を削る。

附則第八項中「及び第四十五条」を削る。

附帶決議

会社が倒産した場合において、関連中小企業者、労働者等の経済的弱者が十分に保護されるよう、中小企業、労働者関係法規の趣旨を尊重して、会社更生法の運用上十分の配慮をするとともに、政府が今後の諸施策においても適切な対策を講ずることを希望する。なお、今回の改正後の会社更生法の運用の実績をみたうえで必要があると考へられるときは、政府が速かに再検討することを希望する。

本法施行のため、特許費用を要しない。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十二年七月十一日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

（小字及び一は衆議院修正）

会社更生法等の一部を改正する法律案
会社更生法等の一部を改正する法律
(会社更生法の一部改正)

第一条 会社更生法(昭和二十七年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「管財人」を「管財人及び調査委員」に、「第一百一条」を「第一百一条の三」に、「第一百十条」を「第二百十条の二」に改める。

第十四条第一項中「又は株主」及び「若しくは株主名簿」を削り、「その者」を「社債権者」に改め、同条第四項中「第一項及び第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律の規定によつてする会社の株主に対する送達は、株主名簿に記載した住所若しくは株主が会社に通知した住所又は株主が第一百三十一条の規定によつて管財人に届け出た住所にあてて、書類を通常の取扱いによる郵便に付してすることができる。

第十五条第三項中「前条第四項」を「前条第五

第十八条の二 第三十九条第一項後段の規定による処分をしたときは、裁判所は、職権で遅滞なく、嘱託書に決定書の謄本又は抄本を添附してその処分の登記を会社の本店及び支店（外国に本店があるときは、日本における営業所）の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定により登記すべき事項に変更が生じた場合及び第三十九条第一項後段の規定による処分の取消しがあつた場合に準用する。

3 前条第一項の規定は、登記のある権利に関する事項に変更が生じた場合及び第七十二条第一項第二号若しくは第二項の規定による処分があつた場合及びその処分の変更又は取消しがあつた場合に準用する。

第十八条の三 第二百十一条第三項又は第二百四十八条の二第一項の規定により会社の事業の經營並びに財産の管理及び処分をする権利が取締役に付与されたときは、裁判所は、職権で遅滞なく、嘱託書に更生計画認可の決定書又は同項の規定による権利付与の決定書の謄本又は抄本を添附してその旨の登記を会社の本店及び支店（外国に本店があるときは、日本における営業所）の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

2 前項の規定は、第二百十一条第三項の規定による更生計画の定め又は第二百四十八条の二第一項の規定による決定が取り消された場合に準用する。

第十九条の見出しを削り、同条中「前条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

第二十条第一項中「前三条」を「第十七条から前条まで」に改める。

第二十二条を次のように改める。

(登録への準用)

第二十二条 第十八条、第十八条の二第三項及び前三条の規定は、登録のある権利について準用する。

第二十五条中「若しくは第二百七十四条」を「から第二百七十四条まで」に改める。

第三十五条第二項中「業務を監督する行政庁及び」を「事業を所管する行政庁」に改め、「微収の権限を有する者」の下に「その他裁判所が相当と認める者」を加える。

第三十九条第一項に後段として次のように加える。

保全管理人による管理又は監督員による監督を命ずる处分についても、また同様である。

第三十九条に次の三項を加える。

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

5 裁判所は、第一項後段の規定による処分をしたときは、その旨を公告しなければならない。公告した事項に変更が生じた場合及びその処分の取消しがあつた場合も、また同様である。

6 第十五条の規定は、前項の場合には適用しない。

第四十条から第四十四条までを次のよう改める。

(保全管理人)

第四十条 前条第一項後段の規定により保全管理人による管理の命令があつたときは、会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利は、裁判所が選任した保全管理人に専属する。ただし、保全管理人が会社の常務に

属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2 前項ただし書の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、善意の第三者に対する抗することができない。

(保全管理人代理)

第四十一条 保全管理人は、必要があるときは、その職務を行なわせるため、自己の責任で保全管理人代理を選任することができる。

2 前項の保全管理人代理の選任は、裁判所の許可を得なければならない。

(監督員)

第四十二条 第三十九条第一項後段の規定により監督員による監督の命令があつたときは、裁判所が選任した監督員の同意を得なければならない。

(管財人に関する規定等の準用)

第四十三条 第五十四条から第五十五条まで、第九十四条、第九十五条、第九十六条第一項、第九十七条及び第九十八条の二から第一百条までの規定は、保全管理人に準用する。

2 第六十八条から第七十条までの規定は、第三十九条第一項後段の規定により保全管理人による管理を命ずる処分があつた場合及びその処分の取消しがあつた場合に準用する。

3 第九十八条の二第一項、第二項及び第九十八条の三から第九十八条の五までの規定は、

八条の三から第九十八条の五までの規定は、監督員に準用する。

(手続開始の申立ての取下げの制限)

第四十四条 第三十九条第一項の規定による処分があつた後においては、裁判所の許可を得なければ、更生手続開始の申立てを取り下げることができない。

第四十五条第一号中「更生担保権及び株式」を「及び更生担保権」に改める。

第四十六条第一号中「更生担保権及び株式」を「及び手続開始の申立ての取下げの制限」に改める。

第四十七条第二項中「調査委員の意見」を「更生手続を開始することの当否についての調査委員の意見」に改める。

員の意見」に改める。

第四十八条第一項中「調査委員」を「同条第二項の調査委員」に改める。

第五十条中「並びに調査委員の調査書類及び意見書」を削る。

第五十三条に次のただし書を加える。

ただし、第二百十一条第三項又は第二百四十八条の二第一項の規定によりその権利が取り消されたときは、この限りでない。

第五十四条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 第百六十二条の二の規定による留置権の消滅請求その他更生担保権に係る担保の変換

第五十四条の次に次の一条を加える。

九 第百六十二条の二の規定による留置権の消滅請求その他更生担保権に係る担保の変換

第五十四条の二 管財人は、裁判所の許可を得なければ、会社の製品その他の財産を譲り受け、会社に対し自己の製品その他の財産を譲り渡し、その他自己又は第三者のために会社と取引をすることができない。

(管財人の自取引)

第五十四条の二 管財人は、裁判所の許可を得なければ、会社の製品その他の財産を譲り受け、会社に対し自己の製品その他の財産を譲り渡し、その他自己又は第三者のために会社と取引をすることができない。

(管財人の監督等)

第五十五条中「前条」を「前二条」に改める。

第七十二条第一項中「第三十九条に定める処分の外」を削り、同条第二項中「前でも」の下に「保全管理人の申立てにより又は職權で」を加え、同条第三項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

「第三章 管財人」を「第三章 管財人及び調査委員に改める。

第五十六条に次の二項を加える。

2 前項の規定は、第二百十一条第三項又は第二百四十八条の二第一項の規定により会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利が取締役に付与された場合において、その後に提起された訴えについては、適用しない。

(管財人の解任)

第五十九条の五 重要な事由があるときは、その管財人は、利害関係人に對して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(管財人の注意義務)

第五十九条の四 管財人は、善良な管理者の注意をもつてその職務を行なわなければならぬ。

(管財人の解任)

第五十六条に次の二項を加える。

2 前項の規定は、第二百十一条第三項又は第二百四十八条の二第一項の規定により会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利が取締役に付与された場合において、その後に提起された訴えについては、適用しない。

3 第六十八条及び第六十九条の規定は、第二百十一条第三項の規定による更生計画の定め又は第二百四十八条の二第一項の規定による決定が取り消された場合に、前項の訴えについて準用する。

第五十八条の次に次の四条を加える。

(管財人の調査)

第五十九条の二 管財人は、会社の取締役、監査役及び支配人その他の使用人に対し、会社の業務及び財産の状況につき報告を求め、会社の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

第六十条の二 管財人は、必要があるときは、裁判所の許可を得て鑑定人を選任することができる。

2 管財人は、必要があるときは、裁判所の許可を得て執行官の援助を求めることができる。

3 管財人は、利害関係人に對して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(管財人の監督等)

第五十九条の三 管財人は、裁判所の監督に属する。

2 管財人は、その職務を行なうにあたり、利害関係人の請求があるときは、前項の書面を示さなければならない。

(管財人の注意義務)

第五十九条の四 管財人は、善良な管理者の注意をもつてその職務を行なわなければならぬ。

(管財人の解任)

第五十九条の五 重要な事由があるときは、その管財人は、利害関係人に對して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(管財人の注意義務)

八四八

目的的価額は、会社の事業が継続するものとして評定した更生手続開始の時における価額とする。

第一百二十五条に次の二項を加える。

4 更生債権の消滅その他届け出た事項について他の更生債権者の利益を害しない変更が生じたときは、更生債権者は又は管財人は、遅滞なくその旨を裁判所に届け出、かつ、証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならない。

第一百二十六条第二項中「前条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第一百二十七条の次に次の二項を加える。

(退職手当の請求権の届出の特例)

第一百二十七条の二 会社の使用者人が裁判所の定めた届出期間経過後更生計画認可の決定前に退職したときは、その退職手当の請求権の届出は、退職後一月の不変期間内にすれば足りる。

3 前二項の規定は、会社の取締役、代表取締役又は監査役の退職手当の請求権に準用する。この場合において、前項中「退職したとき」とあるのは、「退職したとき、又は第二百五十二条第三項の規定により解任されたとき」と読み替えるものとする。

第一百三十条及び第一百三十二条を次のように改める。

第百三十条 記名株式を有する株主として更生手続に参加することができる者は、株主名簿の記載によつて定める。

2 裁判所は、前項の規定により更生手続に参加することができる者を定めるため必要があるときは、二月をこえない期間を定め、会社に対してその期間内株主名簿の記載の変更をしないことを命ずることができる。

3 裁判所は、前項の期間をその二週間前に公

告しなければならない。

第一百三十一条 無記名式の株券を有する者が更生手続に参加するには、管財人に、株券を預託し、かつ、その氏名及び住所を届け出なければならぬ。

第一百三十二条の次に次の二項を加える。

(株主の参加の許可)

第一百三十二条の二 裁判所は、株主名簿に記載のない株主は前条の規定による株券の預託をすることができない株主の申立てにより、

その株主が更生手続に参加することを許可することができる。この場合においては、その

許可に係る株式については、前二条の規定にかかるわらず、許可を受けた者以外の者は、株主として更生手続に参加することができない。

2 裁判所は、株主の申立てにより又は職権で、前項の規定による決定を変更し、又は取り消すことができる。

3 前二項の規定による決定に対しては、即時抗告することができる。

第一百三十三条(見出しを含む)中「更生担保権者表及び株主表」を「及び更生担保権者表」に

改め、同条中「^一株主表」を「^一株主の氏名及び住所

^二株式の額面無額面の別、種類及び數」を削る。

第百三十三条中「^一更生担保権者表及び株主表」を「^一更生担保権者表」に改める。

2 裁判所は、前項の規定により更生手続に参加することができる者を定めるため必要があるときは、二月をこえない期間を定め、会社

に対してその期間内株主名簿の記載の変更をしないことを命ずることができる。

は、第一百三十一条の規定による株式の届出に関する書類を開闢させなければならない。

第一百三十六条第二項中「会社並びに」を「会社」に、「更生担保権者及び」を「及び更生担保権者並びに」に改める。

第一百三十七条に次の二項を加える。

(商法による留置権の消滅請求)

第一百六十一条の二 管財人は、更生手続開始當時会社財産につき商法による留置権を有する者に対して、その留置権によつて担保された

債権額、その債権額が留置権の目的的価額をこえるときは、その目的的価額に相当する金

銭を供託して、留置権の消滅を請求することができる。

2 前項の規定により留置権が消滅したときは、その留置権を有していた者は、同項の供託金の上に質権者と同一の権利を有する。

第一百六十三条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

2 前項の規定により留置権が消滅したときは、その留置権を有していた者は、同項の供託金の上に質権者と同一の権利を有する。

第一百四十三条の二 第百二十七条の二第二項(同条第三項において準用する場合を含む)の規定による調査は行なわず、裁判所は、直ちに

その届出があつた旨を管財人及び会社に通知しなければならない。その届出があつた事項について他の更生債権者又は更生担保権者の利益を害すべき変更が加えられた場合も、また同様である。

2 前条の規定は、前項の通知があつた日から三日内に同項の退職手当の請求権について管

財人の異議がなかつた場合に準用する。

第一百四十六条に後段として次のように加える。

2 第百四十三条の二第一項の規定による通知があつた日から三日内に同項の退職手当の請求権について管財人の異議があつた場合も、また同様である。

2 第百四十七条第二項中「調査」の下に「(前条後段の場合にあつては、同条後段の規定による通知)」を加える。

第一百五十九条第三項中「会社並びに」を「会社」に、「更生担保権者及び」を「及び更生担保権者並びに」に改める。

第一百六十二条に次の二項を加える。

2 管財人は、利害関係人の請求があつたとき

を「及び更生担保権者、」に改める。

第一百六十九条中「並びに届け出した更生債権者、更生担保権者及び」を「届け出した更生債

権者及び更生担保権者並びに」に改める。
第二百七十六条第二項に後段として次のよう
加える。

第二百十一条第三項又は第二百四十八条の二

第一項の規定により会社の事業の經營並び
に財産の管理及び処分をする権利が取締役に
付与されたときも、また同様である。

第二百七十七条中「一切の財産の価額」を「一切

の財産につき手続開始の時ににおける価額」に改
め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定による評定は、会社の事業を繼 続するものとしてしなければならない。

第二百七八条第一項中「更生手続開始後遅滞
なく」を「前条の規定による評定を完了したと
きは、直ちに」に改め、同条第二項中「前項」を
「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条
第一項の次に次の二項を加える。

2 裁判所は、前条の規定による評定の完了前

において必要があると認めるときは、管財人
に対し、まだその評定の終わらない財産につ
いては商法第二百八十五条ノ二から第二百八
十五条ノ七まで(財産の評価の規定による価
額を附して、更生手続開始の時ににおける財產
目録及び貸借対照表を作成すべきことを命ず
ることができる)。

第二百八十一条第三号を削る。

第二百八十二条を次のように改める。

第二百八十二条 前条の財産目録及び貸借対照表
に記載すべき財産の評価については、第二百七
十七条の規定により評定した価額を取得価額
とみなして、商法第二百八十五条ノ二から第二
百八十五条ノ七まで(財産の評価)の規定を
準用する。

2 更生計画案又は更生計画において譲渡する
ことが定められている財産については、前項
の規定にかかわらず、処分価額を附すること
ができる。ただし、更生計画認可の決定前に
おいては、裁判所の許可を得なければならな
い。

3 清算を内容とする計画案の作成について裁
判所の許可があつた場合においては、第一項
の規定にかかるわらず、一切の財産について處
分価額を附さなければならない。

第二百八十九条第一項中「会社並びに」を「会社」に 「更生担保権者及び」を「及び更生担保権者並 びに」に改める。

第二百九十条第一項及び第二百九十三条中「会社 並びに」を「会社」に、「更生担保権者及び」 を「及び更生担保権者並びに」に改める。

第二百九十四条第一項中「業務を監督する」を 「事業を所管する」に、「その他の行政機関」を 「その他裁決権者が相当と認める者」に改め、同条 第三項中「業務を監督する」を「事業を所管する」 に改める。

第二百九十五条第一項及び第二百九十六条中「会社 並びに」を「会社」に、「更生担保権者及び」 を「及び更生担保権者並びに」に改める。

第二百九十七条第一項及び第二百九十八条中「会社 並びに」を「会社」に、「更生担保権者及び」 を「及び更生担保権者並びに」に改める。

第二百九十九条第一項及び第二百九十六条中「会社 並びに」を「会社」に、「更生担保権者及び」 を「及び更生担保権者並びに」に改める。

の更生に著しい支障を及ぼし、かつ、会社が
他に換価の容易な財産を有するときは、裁判
所は、管財人の申立てにより又は職権で、担
保を供させ、又は供させないで、その強制執
行又は仮差押えの中止又は取消しを命ずるこ
とができる。

第二百四十七条中第二項を第三項とし、第一 項の次に二項を加える。

第二百十一条第三項又は第二百四十八条の二

第一項の規定により会社の事業の經營並び
に財産の管理及び処分をする権利が取締役に
付与された場合においては、管財人は、取締
役が計画を実行するにつき、これを監督す
る。

第二百四十七条に次の二項を加える。

2 第二百十一条第三項及び第二百四十八条の二

第一項の規定による中止の決定を変更し、又は取り消すことができる。

3 会社財産が共益債権の総額を弁済するのに 足りないことが明らかになつたときは、裁判 所は、管財人の申立てにより又は職権で、第 一項の強制執行又は仮差押えの取消しを命ず ることができ。

4 前二項の規定による中止の決定に対しては、即時 抗告をすることができる。

第二百四十七条に次の二項を加える。

2 第二百四十七条に次の二項を加える。

3 第二百四十七条に次の二項を加える。

統に参加しなかつたに改める。

第二百四十七条中第二項を第三項とし、第一 項の次に二項を加える。

第二百十一条第三項又は第二百四十八条の二

第一項の規定により会社の事業の經營並び
に財産の管理及び処分をする権利が取締役に
付与された場合においては、管財人は、取締
役が計画を実行するにつき、これを監督す
る。

第二百四十七条に次の二項を加える。

2 第二百十一条第三項及び第二百四十八条の二

第一項の規定による中止の決定を変更し、又は取り消すことができる。

3 会社財産が共益債権の総額を弁済するのに 足りないことが明らかになつたときは、裁判 所は、管財人の申立てにより又は職権で、第 一項の強制執行又は仮差押えの取消しを命ず ことができ。

4 前二項の規定による中止の決定に対しては、即時 抗告をすることができる。

第二百四十七条に次の二項を加える。

2 第二百四十七条に次の二項を加える。

3 第二百四十七条に次の二項を加える。

計画において新会社が会社から不動産又は船舶に関する権利の移転又は設定を受けることを定めた場合におけるその移転又は設定の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の四とする。第二百六十九条第五項の次に次の三項を加える。

計画において会社が新株を発行することを定めた場合(次項に該当する場合を除く。)における資本の増加の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法(昭和四十一年法律第号)第九条(課税標準及び税率)の規定にかかるわらず、千分の一(増加した資本の金額のうち、更生債権者、更生担保権者又は株主に対しあらたに払込み又は現物出資をさせないで新株を発行する部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五)とする。

計画において会社が他の会社と合併することを定めた場合における新会社の設立又は合併による資本の増加の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一(それぞれ資本の金額又は合併により増加した資本の金額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額に相当する部分に相当する金額及び更生債権者又は更生担保権者に株式を割り当てる部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五)とする。

計画において合併によらないで新会社を設立することを定めた場合における新会社の設立の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一(資本の金額のうち、更生債権者、更生担保権者又は株主に対しあらたに払込み又は現物出資をさせないで株式を発行する部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五)とする。

第二百七十七条第一項中「更生手続開始後の」を削る。

第二百七十七条第一項中「会社又は」を「会社」に、「更生担保権者若しくは」を「若しくは更生担保権者又は」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 計画の変更により第二百十一条第三項の規定による定めを取り消したときは、裁判所は、その旨を公告しなければならない。この場合には、第十五条の規定は、適用しない。

第二百七十三条の見出しを「(更生計画認可前の廃止)」に改め、同条の次に次の二項を加える。

第二百七十三条の二 更生計画認可の決定前に更生の見込みがないことが明らかになつたときは、裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、更生手続廃止の決定をしなければならない。

第二百七十四条の見出しを削る。

「第二百八十三条中「又は第二百七十四条」を「から第二百七十四条まで」に改める。

第二百八十五条第一項中「調査委員」の下に「保全管理人、監督員」を、「法律顧問」の下に「保全管理人代理」を加える。

第二百九十二条第一項中「調査委員」の下に「保全管理人、監督員」を、「法律顧問」の下に「保全管理人代理」を加える。

第二百八十三条第一項中「調査委員」の下に「保全管理人、監督員」を、「法律顧問」の下に「保全管理人代理」を加え、同条第二項中「管

第八条 計画の実行により第二百十一条第三項の規定による定めを取り消したときは、裁判所は、その旨を公告しなければならない。この場合には、第十五条の規定は、適用しない。

第二百七十三条の二 更生手続廃止の決定前に更生の見込みがないことが明らかになつたときは、裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、更生手続廃止の決定をしなければならない。

第二百七十四条の見出しを削る。

「第二百八十三条中「又は第二百七十四条」を「から第二百七十四条まで」に改める。

第二百八十五条第一項中「調査委員」の下に「保全管理人、監督員」を、「法律顧問」の下に「保全管理人代理」を加える。

第二百九十二条第一項中「調査委員」の下に「保全管理人、監督員」を、「法律顧問」の下に「保全管理人代理」を加える。

第二百八十三条第一項中「調査委員」の下に「保全管理人、監督員」を、「法律顧問」の下に「保全管理人代理」を加え、同条第二項中「管

人その他の使用者が第九十八条の二第一項(第四十三条第一項、第三項、第一百一条の三又は第二百四十七条第四項において準用する場合を含む。)に改める。

第二百九十五条第一項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第百三十条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

第二百九十五条第二項中「前項第一号」を「前項第二号」に改める。

第二条 破産法(大正十一年法律第七十一号)の一部を次のようにより改正する。

第三十九条に次の二項を加える。

雇人ノ預り金ノ返還請求権ハ破産宣告前六月間ノ給料ノ総額ニ相当スル額又ハ其ノ預り金ノ額ノ三分ノ一二相当スル額ノ何レカ多額ナルモノノ限度ニ於テ之ヲ一般ノ優先権アル債権トス但シ別除権ヲ行使スルコトヲ得ル請求権ニ付テハ此ノ限りニ在ラズ

三百四条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 破産債権者ガ支払ノ停止又ハ破産ノ申立アリタルコトヲ知リテ破産者ニ対シテ債務ヲ負担シタルトキ但シ其ノ負担が法定ノ原因ニ基クトキ、破産債権者ガ支払ノ停止若リ前ニ生ジタル原因ニ基クトキ又ハ破産宣告時ヨリ一年前ニ生ジタル原因ニ基クトキハ此ノ限ニ在ラズ

三百四条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 破産債権者ガ支払ノ停止又ハ破産ノ申立アリタルコトヲ知リテ破産者ニ対シテ債務ヲ負担シタルトキ但シ其ノ負担が法定ノ原因ニ基クトキ、破産債権者ガ支払ノ停止若リ前ニ生ジタル原因ニ基クトキ又ハ破産宣告時ヨリ一年前ニ生ジタル原因ニ基クトキハ此ノ限ニ在ラズ

三百四条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二の二 会社更生法(昭和二十七年法律第二百二十六号)の一部を次のようにより改正する。

七十二条中「第二百二十六条の規定により更生計画において会社から新会社に移転すべき不動産を定めた場合における新会社の当該不動産の取得

百二十条に改める。

第二百二十二条中「前三条」を「前四条」に改め、第二百五十五条に次の二項を加える。

第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル裁判ニ対スル即時抗告ハ執行停止ノ効力ヲ有セズ

(和議法の一部改正)

第三条 和議法(大正十一年法律第七十一号)の一部を次のようにより改正する。

第八条に次の二項を加える。

破産法第二十条ノ二、第二百二十二条及第二百四条ノ規定ハ債務者ノ財産ニシテ登記又ハ登記シタルモノニ鑑シ第二十条第一項ノ規定ニ依ル处分アリタル場合及其ノ处分ノ变更又ハ取消アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十条に次の二項を加える。

前項ノ即時抗告ハ執行停止ノ効力ヲ有セズ

第四十五条中「第二十七条」の下に「第三十条第二項」を加える。

第二十条に次の二項を加える。

前項ノ即時抗告ハ執行停止ノ効力ヲ有セズ

第四十五条中「第二十七条」の下に「第三十条第二項」を加える。

第二十条に次の二項を加える。

二の二 会社更生法(昭和二十七年法律第二百二十六号)の一部を次のようにより改正する。

七十二条中「第二百二十六条の規定により更生計画において会社から新会社に移転すべき不動産を定めた場合における新会社の当該不動産の取得

百二十条に次の二項を加える。

二 この法律は、昭和四十二年十一月一日から施行する。

二 この法律の施行前に更生手続開始の申立てがあつた事件(以下「旧更生事件」という。)につ

第一項ノ規定ニ依ル処分アリタル場合ニ之ヲ処分ノ変更又ハ取消アリタル場合ニ之ヲ処分ス

第二百二十二条中「前二条」を「第二百十九条及第

附則

1 この法律は、昭和四十二年十一月一日から施行する。

2 この法律の施行前に更生手続開始の申立てがあつた事件(以下「旧更生事件」という。)につ

いては、この附則に別段の定めがある場合を除き、第一条の規定による改正後の会社更生法（以下「新法」という。）の規定にかかるらず、な

3 新法第十八条の二第三項、第十八条の三及び第二十条（第二十二条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第二十五条、第三十五

第二項、第四十七条第二項、第四十八条第一項、第四十九条、第五十三条、第五十四条第九号、第五十四条の二、第五十五条、第九十六条第二項及び第三項、第九十八条の一（第一百一一条）

の二において準用する場合を除む) 第百一
条、第一百一条の二、第一百一条の三において準用
する第九十五条及び第九十七条第一項、第一百十
二条、第一百十二条の二、第一百十九条の四、第一百

二十三条第三項、第一百一十五条第四項、第一百二十六条第二項、第一百六十一条の二、第一百七十六条第二項、第一百九十四条第一項及び第三項、第

十五条の二、第二百四十七条第二項、第二百四十八条の二、第二百五十四条第一項、第二百六十九条第五項、第二百七十二条第三項、第二三百

新法第一百六十三条第二号の規定は、この法律
七十三条の二並びに第二百八十三条の規定並び
に新法の罰則でこれららの規定に係るものには、旧
更生事件についても適用する。

については、この法律の施行後に債務負担の原因が生じ、かつ、債務を負担した場合に限り適用する。

新法第二百六十九条第六項から第九項までの規定は、この法律の施行の日以後に受ける登記又は登録につき課されるべき登録免許税について

て適用し、同日前に受けた登記又は登録につき課した又は課すべきであつた登録免許税について

この法律の施行前に破産の申立て又は職權による破産の宣告があつた事件については、第二

7 第二条の規定による改正後の破産法第三十九条第二項及び第四百五十五条第四項の規定にかかるわざ、なお從前の例による。

8 この法律の施行前に和議開始の申立てがあつた事件については、第三条の規定による改正後との和議法第二十条第四項及び第四十五条の規定にかかわらず、なお從前の例による。

9 第四条の規定による改正後の地方税法第七十三条の七第二号の二の規定は、この法律の施行の日以後の不動産の取得について適用し、同日前の不動産の取得については、なお從前の例による。

10 商業登記法(昭和三十八年法律第二百一十五号)の一部を次のように改正する。

「第十二条第一項中「又は支配人若しくは」を「支配人又は」に改め、「管財人」の下に「若しくは保管管理人」を加える。」

〔商業登記法の一部改正〕

○山田徹一君登壇、拍手

本法律案は、衆議院において修正されませんでしたが、内閣提案の要旨は、第一に、中小企業者等の更生債権について、裁判所は、所定の場合に、管

り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君)　過半数と認めます。よつて、本案は委員会修正どおり議決せられました。

○鐵道(國有鐵道)、山川禁、田程に追与して、

日本学術振興会法第ハ内閣提出 索諾委託付
題とする」とに御異議ござるませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

卷之三

審查報告書

日本学術振興会法密

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告す

昭和四十二年七月三十日

文教委員長 大谷藤之助
參議院議長 重宗 雄三殿

目次中「第三十二条—第三十四条」を「第三十二

第十八条に次の二項を加える。

4 評議員会は、振興会の業務の運営につき、会長に対して意見を述べることができる。

第三十九条を第四十条とし、第三十八条を第三十九条とし、第三十七条を第三十八条とする。

第七章中第三十六条を第三十七条とし、第三十五条を第三十六条とする。

第六章中第三十四条の次に次の二項を加える。

第三十五条 文部大臣は、振興会の組織及び業務の運営に關し、日本学術会議と緊密な連絡を図るものとする。

(日本学術会議との連絡)

た。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

日本学術振興会法案

昭和四十二年七月十四日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定理由

本法律案は、わが国における学術の一層の振興を図るため、学術研究の助成、研究者に対する援助、学術に関する国際協力の促進、研究成果の普及等の業務を行なう特殊法人日本学術振興会を設立するもので、おおむね妥当な措置と

認めたが、評議員会の権限並びに日本学術会議との連絡に關して所要の修正を行なつた。

一度予算に三億三千万円が計上されている。

一、費用

本決施行に要する経費として、昭和四十二年

度予算に三億三千万円が計上されている。

本決施行に要する経費として、昭和四十二年

度予算に三億三千万円が計上されている。

第三章 評議員会(第十八条・第十九条)
第四章 業務(第二十条・第二十一条)
第五章 財務及び会計(第二十二条・第二十三条)
第六章 監督等(第三十二条・第三十四条)
第七章 雑則(第三十五条・第三十六条)
第八章 罰則(第三十七条・第三十九条)

第三章 評議員会(第十八条・第十九条)
第四章 業務(第二十条・第二十一条)
第五章 財務及び会計(第二十二条・第二十三条)
第六章 監督等(第三十二条・第三十四条)
第七章 雑則(第三十五条・第三十六条)
第八章 罰則(第三十七条・第三十九条)

第三章 評議員会(第十八条・第十九条)
第四章 業務(第二十条・第二十一条)
第五章 財務及び会計(第二十二条・第二十三条)
第六章 監督等(第三十二条・第三十四条)
第七章 雑則(第三十五条・第三十六条)
第八章 罰則(第三十七条・第三十九条)

(基本金)

規定により承継する財團法人日本学術振興会の基本財産に相当する金額とする。

(登記)

第五条 振興会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

(登記)

第二章 総則
第一条 日本学術振興会は、学術研究の助成、研究者に対する援助、学術に関する国際協力の実施の促進その他学術の振興に関する事業を行なう。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

附則

第二章 総則

(目的)
第一条 日本学術振興会は、学術研究の助成、研究者に対する援助、学術に関する国際協力の実施の促進その他学術の振興に関する事業を行なう。

い、もつて学術の進展に寄与することを目的とする。

(法人格)

第六条 振興会でない者は、日本学術振興会という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、振興会について準用する。

第一、内閣提出案は本院においてこれを可決した。

(事務所)

第二章 役員及び職員(第八条—第十七条)

目次

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 振興会に、役員として、会長一人、理事長一人、理事三人以内及び監事一人以内を置く。

(役員の任命)

長一人、理事三人以内及び監事一人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第九条 会長は、振興会を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、振興会を代表し、会長の定めると外)号

ころにより、会長を補佐して振興会の業務を掌理する。

3 理事は、会長の定めるところにより、会長及び理事長を補佐して振興会の業務を掌理し、会長及び理事長とともに事故があるときはその職務を行なう。

4 監事は、振興会の業務を行なう。

官 報 (外)

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は文部大臣に意見を提出することができる。

とき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

ついては、法令により公務に従事する職員のみに適用する。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えない認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

三 評議員会を置く。

(評議員会)

第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 評議員会は、十五人以内の評議員で組織する。

3 評議員会は、会長の諮問に応じ、振興会の業務の運営に関する重要事項を審議する。

(評議員)

第十五条 振興会と会長又は理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権の者を除く。は、役員となることができない。

2 第十九条 評議員は、振興会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

3 第十一条及び第十三条第二項の規定は、評議員について準用する。

2 第十六条 振興会の職員は、会長が任命する。

3 第四章 業務

(役員の解任)

第十三条 文部大臣は、役員が前条の規定に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

(職員の任命)

第十七条 振興会の役員及び職員は、刑法(明治

四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用に

め、次の業務を行なう。

一 共同して行なわれる学術の研究に關し、研究者に研究活動を行なうために必要な資金を支給すること。

二 学界と産業界との協力による学術の応用に関する研究に關し、資金の支給その他必要な援助を行なうこと。

三 学術の国際協力に關し、海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れその他国際協力による研究に必要な援助を行なうこと。

四 優秀な学術の研究者の育成に關し、研究者に研究を奨励するための資金を支給すること。

五 学術に関する情報資料について調査を行なう結果を利用に供し、及び学術に關する研究成果を普及すること。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

2 振興会は、文部大臣の認可を受けて、前項各号に掲げる業務のほか、第一条の目的を達成す

るため必要な業務を行なうことができる。

(業務方法書)

第二十一条 振興会は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

第二十五条 振興会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(次項において「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

第二十二条 振興会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

第二十三条 振興会は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならぬ。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

第二十四条 振興会は、毎事業年度の決算を翌年

度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十五条 振興会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(次項において「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

第二十七条 振興会は、文部大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

(短期借入金)

第二十七条 振興会は、文部大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(短期借入金)

第二十七条 振興会は、文部大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭

信託

(財産の処分等の制限)

第二十九条 振興会は、文部省令で定める重要な財産を譲り受け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十条 振興会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(文部省令への委任)

第三十一条 この法律に規定するもののほか、振興会の財務及び会計に關し必要な事項は、文部省令で定める。

第六章 監督等

(監督)

第三十二条 振興会は、文部大臣が監督する。

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対して、その業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

第三十五条 振興会の解散については、別に法律

を設け、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした振興会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十六条 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ必要があると認めるときは、振興会に対してその業務に關し報告をさせ、又はその職員に振興会の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

第三十七条 第三十三条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした振興会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

(国の配慮)

第三十四条 国は、第一条の目的を達成するため、振興会について必要な配慮をするものとする。

第八章 罰則

(罰則)

第三十七条 第三十三条第一項の規定による報告

を求めるとして、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした振興会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした振興会の役員は、三万円以下の過料に処する。

第三十九条

第三十一条

第三十二条

第三十三条

第三十四条

第三十五条

第三十六条

第三十七条

第三十八条

第三十九条

第四十条

第四十一条

第四十二条

第四十三条

第四十四条

第四十五条

第四十六条

第四十七条

第四十八条

第四十九条

第五十条

第五十一条

第五十二条

第五十三条

第五十四条

第五十五条

第五十六条

第五十七条

第五十八条

第五十九条

第六十条

第六十一条

第六十二条

第六十三条

第六十四条

第六十五条

第六十六条

第六十七条

第六十八条

第六十九条

第七十条

第七十一条

第七十二条

第七十三条

第七十四条

第七十五条

第七十六条

第七十七条

第七十八条

第七十九条

第八十条

第八十一条

第八十二条

第八十三条

第八十四条

第八十五条

第八十六条

第八十七条

第八十八条

第八十九条

第九十条

第九十一条

第九十二条

第九十三条

第九十四条

第九十五条

第九十六条

第九十七条

第九十八条

第九十九条

第一百条

第一百一条

第一百二十二条

第一百二十三条

第一百二十四条

第一百二十五条

第一百二十六条

第一百二十七条

第一百二十八条

第一百二十九条

第一百三十条

第一百三十一条

第一百三十二条

第一百三十三条

第一百三十四条

第一百三十五条

第一百三十六条

第一百三十七条

第一百三十八条

第一百三十九条

第一百四十条

第一百四十一条

第一百四十二条

第一百四十三条

第一百四十四条

第一百四十五条

第一百四十六条

第一百四十七条

第一百四十八条

第一百四十九条

第一百五十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

の一部を次のように改正する。

別表第三の表中公害防止事業団法（昭和四十一年法律第九十五号）第十八条第一号から第三号

まで及び第五号（業務の範囲）の業務に関する文書の項の次に次のように加える。

日本学術振興会法（昭和四十一年法律第二百二十二条第一項第三号（業務の範囲）の業務に関する文書）

質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、楠委員から、「評議員会は会長に対して意見を述べる

ことができる」と、及び文部大臣は振興会の組織及び運営に関して、日本学術会議と連絡を密にすべきこと」の規定を加える旨の各派共同提案にかかる修正案が提出されました。

採決の結果、修正案及び修正部分を除く衆議院送付案は、いずれも全会一致をもつて可決せられ、本法律案は全会一致をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○大谷藤之助君　ただいま議題となりました法律案について、文教委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、わが国における学術の一そとの振興をはかるため、從来の財團法人日本学術振興会を解散して、新たに学術研究の助成、研究者に対する援助、学術に関する国際協力の促進等の業務を行なう特殊法人日本学術振興会を設立するものであります。

委員会におきましては、日本学術振興会と日本学術会議との関係等について、きわめて熱心に

て、本案は委員会修正どおり議決せられました。本日はこれにて延会いたします。

午後十一時四十五分延会

白井　勇君　林田　正治君
渋谷　邦彦君　鈴木　一弘君
山田　徹一君　大谷　賛雄君
横山　フク君　北條　浩君
辻　武寿君　和泉　覚君
寺尾　豊君　笠森　順造君
植竹　春彦君　新谷寅三郎君

出席者は左のとおり。

議員　鬼木　勝利君　原田　立君　山高しげり君　中津井　真君　林田悠紀夫君
林　塩君　黒柳　明君　糸追　秀彦君　佐藤　一郎君　山内　一郎君
石本　茂君　瓜生　清君　市川　房枝君　柳田桃太郎君　宮崎　正雄君
中尾　辰義君　横井　太郎君　植木　光教君　八田　一朗君　船田　謙君　和田　鶴一君
木村　陸男君　田代富士勇君　北條　雋八君　内田　芳郎君　木村　陸男君　高橋文五郎君
内田　芳郎君　源田　清充君　園田　清充君　大森　久司君
多田　省吾君　山崎　齊君　二木　謙吾君　野知　浩之君
小平　芳平君　川野　三曉君　前田佳都男君　熊谷太三郎君
岸田　幸雄君　長谷川　仁君

白井　勇君　林田　正治君
渋谷　邦彦君　鈴木　一弘君
山田　徹一君　大谷　賛雄君
横山　フク君　北條　浩君
辻　武寿君　和泉　覚君
寺尾　豊君　笠森　順造君
植竹　春彦君　新谷寅三郎君

○議長（重宗雄三君）　過半数と認めます。よつて、本案は委員会修正どおり議決せられました。

本日はこれにて延会いたします。

白井　勇君　林田　正治君
渋谷　邦彦君　鈴木　一弘君
山田　徹一君　大谷　賛雄君
横山　フク君　北條　浩君
辻　武寿君　和泉　覚君
寺尾　豊君　笠森　順造君
植竹　春彦君　新谷寅三郎君

昭和四十二年七月二十日 參議院會議錄第二十七号

八六〇

國務大臣

法務大臣

田中伊三次君

文部大臣

劍木亨弘君

厚生大臣

坊秀男君

運輸大臣

大橋武夫君

自治大臣

藤枝泉介君

國務大臣

増田甲子七君

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物記可印

定価	一部	二十五円
(ただし良質紙は三十円)	(配送料込)	
<hr/>		
<hr/>		
発行所		
大	藏	省
電話	東京	五八二一四四二二(大)
郵便番号	東京都港区赤坂一丁目二番地	